



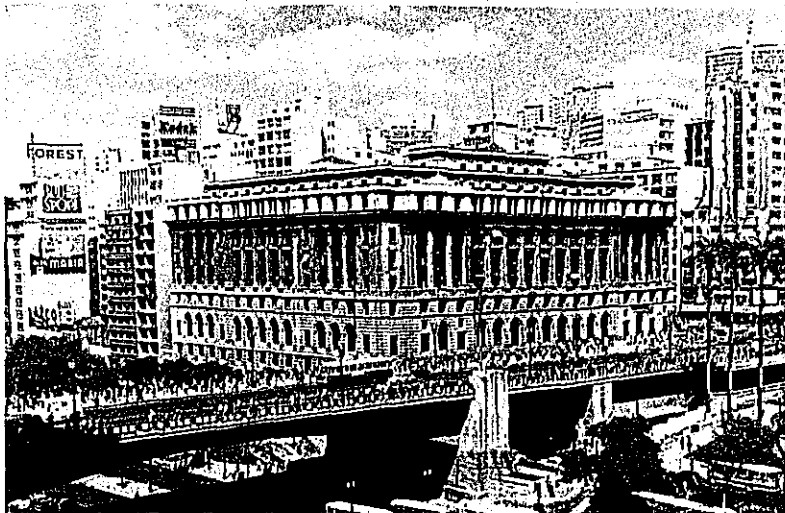
1972  
海外移住事業団

---



*Japan Emigration Service*

国際協力事業団	
受入 月日 84. 7. 27	000
	23.4
登録No. 02796	EM

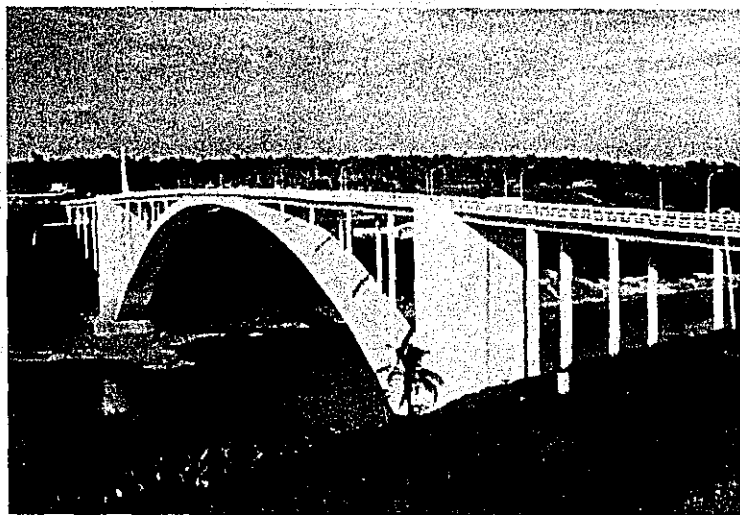


サンパウロ市の「お茶の橋」、日系人は日本に対する郷愁から「お茶の水橋」と呼んでいる。

JICA LIBRARY



1023875[6]

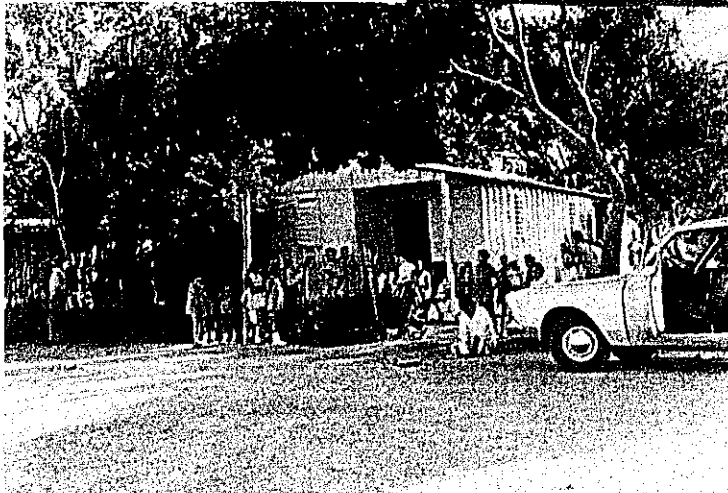
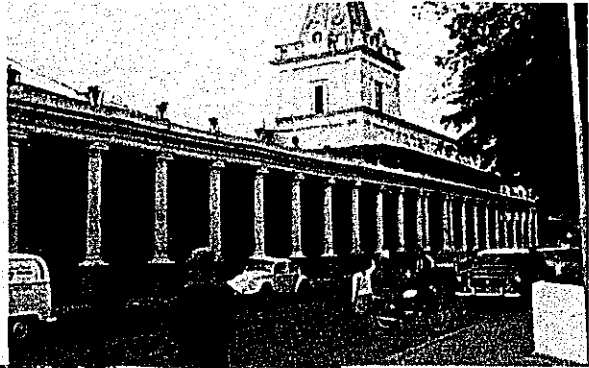


パラグアイ国とブラジル国をむすぶイグアスの「国際友情の大橋」



カナダ国トロント市の日本人文化会館

パラグアイ国アスンシオン市の  
鉄道駅。週2回アルゼンチ  
ンからの国際列車が到着する。



ドミニカ国ダハボン移  
住地の移住者住宅。こ  
の住宅はドミニカ政府  
が建築したものである。



## はじめに

開発能力を持つ日本国民が、海外において創造的活動の機会をつかみ、その効果を通じて相手国への開発協力と世界の福祉への貢献を実現することが、海外移住の本質であり、この海外移住を振興するため、内外を通じ一貫した体制で実務を行なう機関として海外移住事業団が設立されたのは、昭和38年7月15日でありました。

わが国の経済発展は近年誠にめざましいものがあり、同時に世界との結びつきが一層強まって参りました。そして多様化した日本人の海外での活動のあり方いかんが、わが国の国際的評価に大きな影響を与える段階になっております。また、相手国とわが国とを結びきずなとしての海外移住の意義も見直されることになりました。このような海外移住をとりまく内外の情勢変化に対応して、昨年9月の海外移住審議会の答申では、「今後の海外移住政策のあり方について」従来よりも幅の広い考え方を打ち出し、新時代に即応した施策の方向づけを行ないました。

当事業団は、発足以来主として北米および中南米を業務の対象地域として、国内においては海外移住に関する知識の普及、移住相談、あっせんおよび移住希望者の訓練講習を、また海外においては移住者の定着安定にいたるまでの各種の援護・指導の業務を行なって参りましたが、今後とも事態の進展に伴い、効率的な業務の運営を心がけてゆきたいと考えております。

このような当事業団の業務をより多くの方々にご理解いただくとともに、今後の推進にあたって積極的なご協力をお願いいたしたく、当事業団の紹介を兼ねてこの小冊子を刊行いたしました。これが皆様のご理解の一助となり、当事業団へのご指導、ご協力のよすがとなれば幸甚に存じます。

昭和47年3月

理事長 柏村信雄

[The page contains extremely faint and illegible text, likely due to low contrast or scanning quality. The text is arranged in several paragraphs across the page, but no specific words or phrases can be discerned.]

# 目 次

I	わが国の海外移住施策の推移	7
II	設立の経緯	15
	1. 日本海外協会連合会の設立	
	2. 日本海外移住振興株式会社の設立	
	3. 海外移住事業団の設立	
III	機構	19
	役員	
	諮問機関	
	職員	
	組織	
IV	予算	29
	交付金予算	
	出資金予算	
V	業務	33
	1. 海外移住に関する調査	
	2. 海外移住に関する知識の普及	
	3. 海外移住の相談およびあっせん	
	4. 移住者の訓練および講習	
	5. 移住者渡航の際の宿泊施設の提供、輸送引率その他の指導、援助	
	6. 海外における移住者の事業、職業、その他の生活一般についての相談および指導	
	7. 移住者の定着のための福祉施設の整備その他の援助	
	8. 入植地の取得、造成、管理および譲渡並びに取得のあっせん	
	9. 移住者およびその団体に対する農業、漁業、工業等の事業資金の貸付および債務の保証	

10. 海外において農業，漁業，工業その他の事業を行なう者（移住者およびその団体を除く）で，移住者を受入れる場合の事業所要資金の貸付
11. 付帯業務
12. その他の必要業務（特殊事業）

## VI 参考資料 .....53

1. 南北米への移住の歴史(55)
2. 海外移住事業団法(62)
3. 主要入植地概況(75)
  - (1)事業団直営入植地
  - (2)相手国側設定入植地等
4. 事業団直営入植地の分譲条件(78)
5. 南北アメリカ大陸に活躍する日系人数(79)
6. 戦後わが国民の南北米への移住の動き(80)
  - (1)移住関係旅券発給統計からみた国別・年度別移住者総数
  - (2)国別・年度別・渡航費支給・移住者人数
  - (3)カナダ移住者形態別・年度別・家族・単身別人数
7. 海外移住紹介映画フィルム一覧(84)
8. 海外移住のための進路(86)
9. 海外移住事業団国内機関所在地一覧(88)
10. 海外移住事業団在外機関所在地一覧(89)




# I わが国の 海外移住施策の推移



ブラジル、アルゼンチンにまたがるイグアスの大瀑布

[The page contains extremely faint and illegible text, likely due to low contrast or scanning quality. The text is arranged in several paragraphs, but the individual words and sentences are not discernible.]



わが国の海外移住は、明治元年のハワイ移住からかぞえて既に百年余の歴史を経ているが、国土が狭く人口過密のわが国にあっては、長い間、海外移住は人口対策の一環として認識され、ときには植民政策とも関連してその推進が図られてきた。

この人口政策上の口べらし的思考方は、戦後もわが国の経済復興が軌道にのるまでの昭和30年代前半までは、移住政策の根拠となっていた。

戦後は昭和27年にブラジル移住が再開され、その後パラグアイ、アルゼンチン、ボリビア、ドミニカ等中南米諸国への移住の道があいついで開かれると、それまで国内に閉じこめられていたわが国民は再び海外の新天地を目指して流れ出し、この気運は昭和35年にピークに達した。

しかし、送出に重点をおいた移住政策は、やがて大きな転換期を迎えることとなった。

すなわち、昭和36年ドミニカのトルヒーリョ大統領が失脚し、それに伴う社会、政治、および経済不安からドミニカ移住者の集団帰国問題が発生したが、これを契機として、わが国の移住政策面においても移住先の十分な実情調査、移住者の定着安定に対する正確な見透しの欠除等について反省する必要性が認識された。

一方国内においては、この頃から経済の高度成長が始まり、これに伴い国民の生活水準は向上し、労働力不足が次第に顕在化する等により、移住者数は減少の傾向をたどった。

このような情勢に対応して海外移住に関する批判と反省がなされ、昭和37年、池田内閣総理大臣は、海外移住審議会(当時会長東畑精一氏)に対して、「海外移住に関する基本的な法律制定の基礎となるべき海外移住および海外移住行政に対する基本的な考え方について」諮問した。

同審議会はこれに応え、昭和37年12月5日答申を行なったが、この答申で打ち出された考え方は、従来の考え方を改め、新しい海外移住および海外移住行政のあり方を定めたものとして、わが国移住史上画期的な意義をもつものであった。

この答申において、「海外移住の理念は、国民に日本とは事情を異に

する海外における創造的活動の場を与え、これを通じて、直接・間接に国民の具有する潜在的能力をフロンティアにおいて開発し、その結果、相手国への開発協力と世界の福祉に対する貢献となって、日本および日本人の国際的声価を高めることにならなければならない。なお、移住は労働力の移動とみられるべきではなくして、開発能力の現地移動とみられるべきである」と、また「移住政策の目標は、人を送り出すことではなくて、海外の異質の社会において上述理念に応じた円滑なる定着を図ることにおかれるべきである。」さらにこの答申の中で、移住実務機構の整備の必要性について、国内地方事務を含む国内外一貫体制をしき、移住者に対して、責任をもちうる公的実務機関を設ける必要があることが指摘された。これに基づき、翌38年7月15日には、海外移住事業団が設立され、爾来、わが国の海外移住は、この答申にある理念、政策目標を基調としてすすめられてきた。

しかし、近年においては、わが国経済の飛躍的發展、国民の生活水準の向上、労働力需給の逼迫化、移住者受入国の受入条件の変化等移住をとりまく内外の諸情勢は著しく変化してきており、これに対応して移住の形態、動向等も変化してきた。また昨今の国際化時代を迎えて、海外日系人に対する施策、経済協力と移住との関連づけ、国民の海外発展のあり方等新らしい課題も提起されてきた。

かかる時代の趨勢に照らし、海外移住審議会(会長水上達三氏)は、昭和46年、佐藤内閣総理大臣から、「今後の移住政策のあり方について」諮問を受け、これに対し同審議会は、昭和46年9月17日答申を行なったが、その中で次のような考え方を述べている。

**日本人の海外発展としての海外移住のあり方** として、「海外移住は自己の発意と責任の下に、海外において自己の能力を一層発揮しようとするものに新たな可能性を与える意味で、個人の幸福追求の道を開くのみならず、国内に横溢した国民全体のエネルギーを広く海外に発展させる道を開くものである。また、わが国民がわが国の経済、社会、科学、文化等の発達を背景として、進出した相手国の進歩に寄与することは、同時に国際協力の重要な一翼をなすものである。また、このような海外

移住を通じ、わが国民が世界各国において活躍することは、国際社会におけるわが国の地位の向上に寄与するものである。以上の観点からすれば、今後の海外移住は、従来型のものより更に一步を進め、ある期間海外に生活の根拠を置く一般在留邦人をも含めたわが国民の海外発展という広い視野からこれを把握してゆくことが適切であり、このような重要な意義に照らし、国としても内外の情勢の変化をおりこみつつ、強力にその推進を図るべきである。」と述べている。

**労働力不足との関連における海外発展の意義**については、「わが国経済の高度成長に伴って現われた労働力の逼迫、過疎過密の進行等の国内問題は、わが国民の海外発展を抑制する要因として存在している。しかしながら、自己の発意と責任に基づく国民の海外発展と労働力不足等の国内問題は、これを同次元において扱うことは必ずしも適切とはいえないのみならず、わが国民の海外発展の有する意義にかんがみれば、ますます発展する国際経済社会において、優秀な技術と経営能力を備えた勤勉なわが国民が海外に発展することは、同時にわが国経済の一層の発展に資するところ大なるものがあるといえる。オランダ、ドイツ等の欧州諸国においても、労働力不足の問題をかかえながらも海外への移住は従来どおり行なわれているのが実情である。

労働力不足問題自体についてみれば、今後なお、労働力の適正配置および労働生産性の向上により事態の改善を図る余地があるのみならず、労働集約型企業はむしろ海外へ進出し、現地の労働力を活用するというような労働市場の拡大に通ずる解決策も、排除されてはならない。

しかもわが国企業の海外進出は、単に人手不足との関連で考えるべきではなく、むしろ本格的な国際化時代を迎えた世界経済の中で健全な海外発展を図り、もってわが国経済の国際的基盤を強化するという観点から考えてゆくべきである。」と、国内労働問題にこうていせず、海外発展を推進することの必要性につき力説している。

**日本人の海外発展の政策目標**については次の4つの観点から述べている。すなわち、海外発展推進の必要性の立場から「日本人の海外発展

がわが国の国益と密接な関係を有し、国際社会におけるわが国の地位の向上に寄与するものであることにかんがみ、国としては、かかる国民の海外発展はあくまでも個人の自発的発意と責任の下において行なわれるものであるという認識の上に立って、これを側面から積極的に推進すべきである。」と述べている。

既移住者に対する援護の強化の必要性については、「すでに移住者として海外にあるものを成功させることは重要な問題であるから、その自立心をそこなわないよう十分配慮しつつ、現地における各種の適応力および創造力を培うために必要な指導、援助を積極的に行うとともに、移住者の発展を阻む諸要因を除去し、その定着、安定のための援護の強化を図るべきである。その際、相手国の立場を尊重しつつ、相手国の地域開発に寄与するとともに、移住者の現地住民との融和を促進することに十分意を用いるべきである。」と現地援護の必要性について強調している。

啓発および教育の強化については、「移住者が海外において健全に発展するためには、国としては、わが国民の諸外国に対する正しい認識を深め、国民の国際性の向上を図るために、諸外国の実情に関する正しい情報提供を主体とする国内啓発を強化することが強く要請される。特に学校教育および社会教育の分野において、国民の海外事情に関する知識を深め、海外発展の思想を振り起すよう施策することが必要である。」と述べている。

また、海外移住と総合農政との関係については、「発展途上国においては、現在なおその農業開発、農業技術の改善に力を入れているものが多く、したがって、その一方策として農業者の移住を歓迎しているものが少なくない。

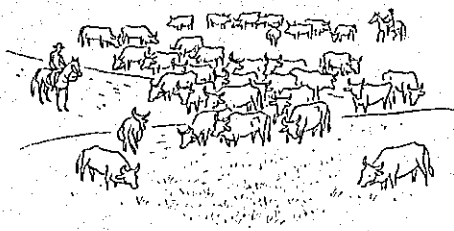
一面わが国の農業は現在重大な転換期にあり、いわゆる総合農政においてその抜本的対策が講ぜられつつあるが、この環境下にある青年で海外発展を志すものも少なくないので、これらの者にその道を開き、適切な指導、援護を行なうことは、総合農政の一環として更に推進されることが望ましい」としている。

海外移住と近年活発化している経済協力との関係については「わが国の経済協力は主としてアジア地域に対して行なわれているが、今後わが国の経済協力の規模の拡大に伴い、アジア以外の地域、特に日系人の多く居住する国に対しても行なわれることとなるものと考えられる。このような経済協力の進展に伴い、新規移住者を含め現地日系人の活用の可能性が大きくなるものと思われる。従って、今後はこの活用を積極的に図るために、日系人に対する各種本邦研修制度の拡充等の措置を講じ、もって日系人の能力開発に資することが必要となろう。さらに移住先国に対する日系企業の進出は、これらの国の発展に寄与するのみならず、雇用の機会を通じ、移住者の生活安定にも貢献することにかんがみ、国としては、海外投資政策の一環として国内の中小企業に与える影響をも考慮しつつ、情報の提供、資金援助等を通じてこれを積極的に推進することが望ましい。

他方、地域開発および資源開発を目的として海外に赴く開発要員に対しては、海外における活動を効率化するための配慮が特に必要であろう。また、地域開発協力の一環として、産業および経済の発展について広い視野から現地の機関に対する協力を検討すべきである。」と両者の相関関係について強調している。

近年、わが国の経済発展に伴い、国民の海外発展の態様も多様化してきており、国民の海外における活動のあり方いかんは、わが国の国際的評価を左右するものとして、海外発展の方法について多くの関心が寄せられているところである。

以上のような観点から、今後の海外移住は、広く日本国民の国際的発展を助長する立場に立って推進されるべきであろう。



## 海外移住審議会委員

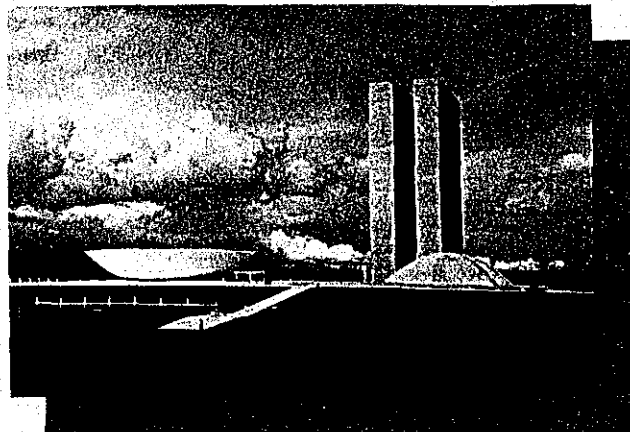
(五十音順)

稲田清助	東京国立博物館々長
岩重隆治	海外日系人協会理事長
臼井牧之助	日伯中央協会常務理事
○内田藤雄	弁護士
枝松茂之	毎日新聞社常務取締役大阪本社代表
○河合堯晴	日本鉱業代表取締役社長
越村安太郎	弁護士
鈴木正美	日本商工会議所常務理事
○那須皓	南米開発株式会社社長
○原純夫	(株)東京銀行取締役頭取
○平川守	全国拓植農業協同組合連合会々長
○福島慎太郎	(株)ジャパン・タイムズ取締役社長
○福田久雄	大阪商船・三井船舶(株)取締役社長
堀内謙介	農業研修生派米協会々長
真島毅夫	大阪商工会議所専務理事
○松本俊一	北方領土復帰期成同盟会長
◎水上達三	三井物産(株)取締役相談役
宮城孝治	共栄火災海上保険相互会社会長
○森永貞一郎	東京証券取引所理事長

- 〈備考〉
1. ◎印は海外移住審議会々長
  2. ○印は小委員会委員



## II 設立の経緯



ブラジル国の首都ブラジリアにある国会議事堂

1. The first step in the process of identifying a problem is to recognize that a problem exists. This is often done by comparing current performance with a desired state or goal. For example, a manager might notice that sales are declining or that customer satisfaction is low. Once a problem is identified, the next step is to define it clearly and specifically. This involves determining the scope of the problem, its causes, and its effects. A clear definition of the problem is essential for developing an effective solution.

2. The second step in the process is to analyze the problem. This involves gathering information about the problem and its context. This information can be obtained through a variety of methods, including interviews, surveys, and data analysis. The goal of this step is to understand the underlying causes of the problem and to identify the factors that are contributing to it. This information is then used to develop a plan of action.

3. The third step in the process is to develop a plan of action. This involves identifying the specific steps that need to be taken to solve the problem. The plan should be realistic and achievable, and it should take into account the resources available and the time constraints. Once a plan has been developed, the next step is to implement it. This involves putting the plan into action and monitoring progress.

4. The fourth step in the process is to implement the plan. This involves putting the plan into action and monitoring progress. It is important to track the results of the plan and to make adjustments as needed. This step is often the most challenging, as it requires the commitment and cooperation of all those involved in the process.

5. The fifth and final step in the process is to evaluate the results. This involves comparing the actual results with the desired state and determining whether the problem has been solved. If the problem has not been solved, the process may need to be repeated. Evaluation is an essential part of the process, as it allows the manager to learn from the experience and to improve the process for the future.

## 1. 日本海外協会連合会の設立

政府は、戦後昭和27年に再開された海外移住を推進するために実務機関の設立を考え、昭和28年外務大臣の諮問機関である海外移住懇談会に諮ったうえ、当時各府県に設置されていた海外協会の中央機関として、財団法人日本海外協会連合会(以下「海協連」という)を設立する方針を決定し、翌29年1月設立の運びとなった。海協連は「海外移住のあっせんおよび援助を行ない、かつ、海外移住の推進をはかること」を目的とし、その業務としては、

- (1) 在外関係団体との連絡提携
- (2) 移住者の募集、選考、教育、輸送、定着および指導援助
- (3) 渡航費その他資金の貸付
- (4) 移住の啓発および広報
- (5) その他主務官庁から命ぜられた事項

を行なうことであった。

業務遂行にあたっては、国内では都道府県海外協会と連携し、また海外では関係各国に支部を設置し在外公館と連携を保ち、円滑なる業務運営の任にあたった。

## 2. 日本海外移住振興株式会社の設立

一方、昭和30年9月には、現地に移住地を取得し、造成のうえ移住者に分譲すること、および移住者の営農上必要とする資金の貸付・管理を行なうことを業務とする特殊法人日本海外移住振興株式会社(以下「移住会社」という)が法律により設立された。

移住会社の業務は

- (1) 移住者およびその団体に対する事業資金の貸付
- (2) 移住者を受入れる事業に対する貸付
- (3) 移住者を受入れる事業に対する投資
- (4) 移住者を受入れる事業の直営

を行なうことであった。

当時移住会社は、ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ、ポリビア、ドミニカに支店あるいは駐在員事務所を置き業務運営にあっていた。

なお、ブラジル国においては同国法令の関係で現地法人として、投融資関係業務を扱う「移住振興信用金融株式会社」と、入植地の購入、造成、分譲ならびに直営事業、その他移住者受入れならびに援護業務を扱う「ジャミック移植民有限責任持分会社」を設立し、業務を運営していた。

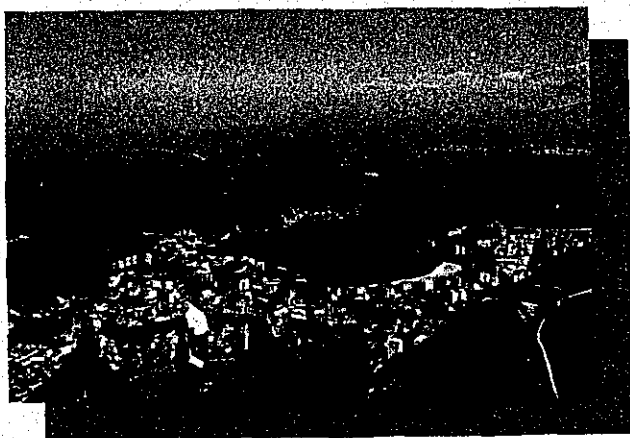
### 3. 海外移住事業団の設立

昭和37年12月、海外移住審議会は、移住実務機関について「現在移住実務機関が競合して、これに国の補助金が分散し、行政機構の多元性とあいまって事務の渋滞、国費の無駄、資金効率の低下、方針の不統一等の結果をもたらしている。この際、海外協会連合会および移住振興会社の移住業務等国の補助金もしくは資金によるものについては、これを統合し、新たに単一の公的実務機関を設けて移住実務の合理化を断行すべきである」との答申を行ない「海外移住事業団」の設立が促された。

昭和38年7月8日、海外移住事業団法が成立し、同年7月15日「海外移住事業団」が発足した。これに伴い、従来の海協連および移住会社は解散し、在外の支部、支店等は事業団の在外支部に移行し、国内では附属機関として海外移住研修所が引継がれた。

その後、昭和39年7月各都道府県に地方事務所を設置し、また同年10月神戸および横浜の移住あっせん所を外務省から引継ぎ、これらを移住センターと改称し、名実ともに国の内外を通じ一貫した機構を備えた移住実務機関となった。昭和42年7月には、日米両国政府合意のもとに沖縄等南西諸島地域における海外移住業務を扱うことになり、那覇市に事務所を設置、更に同月、カナダ移住の推進のためトロント市に駐在員事務所を開設し、業務体制の整備を図った。その後昭和46年5月国の行政機構合理化の方針に即応し、業務の効率化の観点から神戸移住センターを横浜移住センターに統合して海外移住センターと改称し、現在に至っている。

# III 機 構



世界三大美港の一つ、リオ・デ・ジャネイロ  
のグッナバラ湾



**役員**

当事業団の役員は、理事長1人、常勤理事4人以内および監事2人からなり、必要な場合非常勤理事4人以内を置くことができ、理事長および監事は外務大臣が任命し、理事は理事長が外務大臣の認可を受けて任命することになっている。

なお、常勤理事のうち1名は中南米代表として中南米代表部（リオ・デ・ジャネイロ）に駐在している。

現在の役員は次のとおりであり、非常勤理事は任命されていない。

理事長	柏村信雄	理事	伊藤卓也（中南米代表部駐在）
理事	安藤吉光	監事	鈴木猶吉
理事	太田亮一	監事	齊藤 実
理事	丸山幸一		

**諮問機関**

事業団法により理事長の諮問機関として、委員15人以内で構成する運営審議会が置かれ、業務の運営方針、予算編成方針、事業計画予算および資金計画等について審議を行なうことになっている。

委員の任期は2年で学識経験者のうちから外務大臣の認可を得て、理事長が任命する。

現在の委員は次の諸氏である。

（五十音順）

赤坂 忠次	商船三井客船株式会社 専務取締役	竹田 真二	日本海外移住家族会連 合会監事
○安東 義良	元駐伯大使	津田 文吾	神奈川県知事
磯村 尚徳	日本放送協会報道局外 信部長	筒井 敬一	農林漁業金融公庫理事
宇井 儀一	全国海外協会連合会理 事長	手塚 晩三	日本商工会議所・東京 商工会議所・参与
勝沼 晴雄	東京大学医学部教授	寺中 作雄	海外子女教育振興財団 専務理事
神野 正雄	B I A C日本委員会副 会長	柳田 久	全国農業協同組合中央 会専務理事
小南みよ子	海外移住婦人ホーム常 務理事	和田 勝美	雇用促進事業団副理事 長
後藤 博	全国市長会事務局長		

（注）○印は会長

## 職 員

定員 445人で国内に 262人、在外に 183人を配置している。  
現在の配置状況は次のとおりである。

本 部	104人
附属機関	30
海外移住センター	(25)
海外移住研修所	(5)
地方事務所	119
沖繩事務所	9
在外機関	183
ブラジル	(91)
アルゼンチン	(19)
パラグアイ	(44)
ボリビア	(23)
ドミニカ	(3)
アメリカ	(1)
カナダ	(2)

## 組 織

事業団の業務を行なう機関としては、国内に本部、附属機関、地方事務所および沖繩に沖繩事務所、海外に中南米代表部、支部およびその下部機関並びに駐在員事務所を置いている。各機関が行なう業務の概要は次のとおりである。

### 1. 本 部

本部の組織として、総務部、財務部、業務第1部、業務第2部および業務第3部の5部があり、おのおの次のような業務を分掌している。

#### (1) 総務部

総務、企画の2課及び調査、監査の2室からなり、業務の総合調整、組織、人事、文書、企画、内部規程、統計調査、職員研修、内



部の業務・会計の監査，職員の福利厚生，その他関係諸機関・団体との連絡調整等の事項を担当する。

(2) 財務部

予算，会計の2課からなり，予算，決算，会計，契約その他不動産，物品の管理等の事項を担当する。

(3) 業務第1部

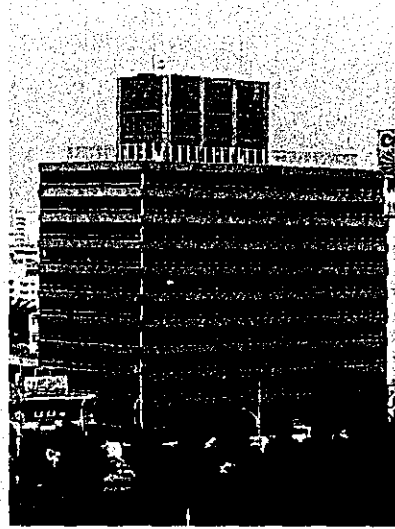
国内業務を主とし振興，技術移住の2課からなり，移住に関する知識の普及，相談，あつせん，訓練・講習，送出，その他雇用農業移住者および技術移住者の現地における就労先のあつせん等の事項を担当する。

(4) 業務第2部

在外における移住者の援護，指導の業務を主とし援護，営農の2課および技術指導室からなり，在外における移住者受入れおよび援護のための総合的計画の樹立並びに移住者の定着，安定促進のため必要な生活・営農の相談・指導，医療衛生，教育文化，治安，その他の諸援護，更に移住者の組織する農業協同組合，自治組織の育成・指導等の事項を担当する。

(5) 業務第3部

出資金関係の業務で事業，融資の2課からなり，事業団直営で行なう移住地の取得，造成，管理，分譲およびこれらに附帯する未分譲地の一時利用，土壌の保全等の業務，特殊事業としての牧場・倉庫等の経営並びに移住者の事業に必要な資金の貸付，管理等の事項を担当する。



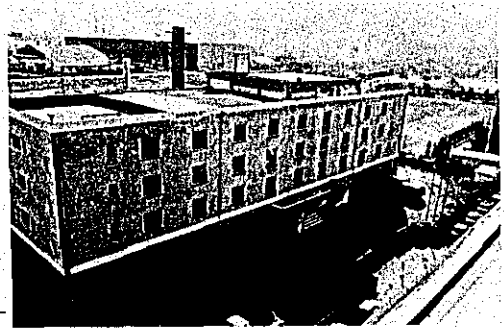
本部

## 2. 附属機関

### (1) 海外移住センター

本センターは横浜に置き、日本全国の移住者を対象に（沖縄は沖縄事務所に併設の施設を利用）主として次のような業務を担当する。

- ア．移住者の渡航にあたっての宿泊
- イ．南米、カナダ向け移住者の訓練・講習
- ウ．移住者の渡航手続並びにこれに伴う援護、指導
- エ．渡航費、支度費、集結旅費等の支給
- オ．海外移住に関する知識の普及および相談



海外移住センター

### (2) 海外移住研修所

本研修所は群馬県の赤城山麓に位置し、農業移住者の訓練・講習を行なっている。訓練・講習の種類は海外移住研修生に対する長期の訓練・講習と一般移住者に対する短期の訓練・講習を行ない、内容は主として現地事情、語学、営農技術その他海外移住に必要な諸知識等についてである。



海外移住研修所

(3) 地方事務所

全都道府県に事務所を置き、移住に関する調査および知識の普及、相談、あつせん等の業務を主とし、地方公共団体その他の関係団体との連携をはかり、移住者に対する種々の援護、指導等の業務をあわせ行なっている。

(4) 沖縄事務所

本事務所は那覇市に置き、沖縄等南西諸島地域の移住者を対象に、前記(2)のセンター業務の一部および(3)の地方事務所の業務をあわせ行なっている。

(5) 中南米代表部

本代表部はブラジル国リオ・デ・ジャネイロ市に置き、代表には役員(理事)が任命され、中南米地域における支部業務の指導、監督の任にあたるとともに、移住関係機関との必要な渉外および移住協定に基づく混合委員会に関する事項等の業務を担当する。

(6) 支部および駐在員事務所

ア. 支部

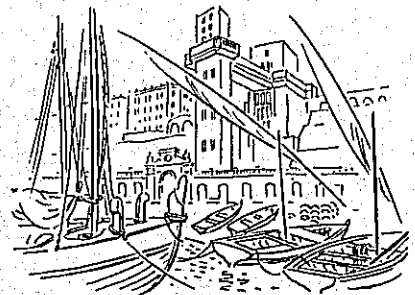
支部はブラジル国に5カ所(リオ・デ・ジャネイロ、サン・パウロ、ベレーン、レシーフェ、およびポルト・アレグレ)、アルゼンチン、パラグアイ、ボリビアおよびドミニカにおのおの1カ所、計9カ所に置き、主として分担地域内における移住者の受入れ、移住者の定着、安定のための諸援護、移住地の取得、造成および分譲、融資、関係機関・団体との連絡調整等の業務のほか、国内において必要とする啓発のための現地関係資料の収集等の業務を担当する。

なお、ブラジル国については、同国の法制上、外国公的機関の土地所有及び金融業務と移植民業務の兼務ができないため、現地私法人として融資関係業務を扱う「ジェミス金融株式会社」、および移住者の援護と移住地業務を扱う「ジャミック移植民有限責任持分会社」の2社を設立し、その本店をリオ・デ・ジャネイロに、支店をサン・パウロ、ベレーン、レシーフェ、ポルト・アレグレの4市に置いているが、これら本・支店を、日本側からは支部として扱っている。

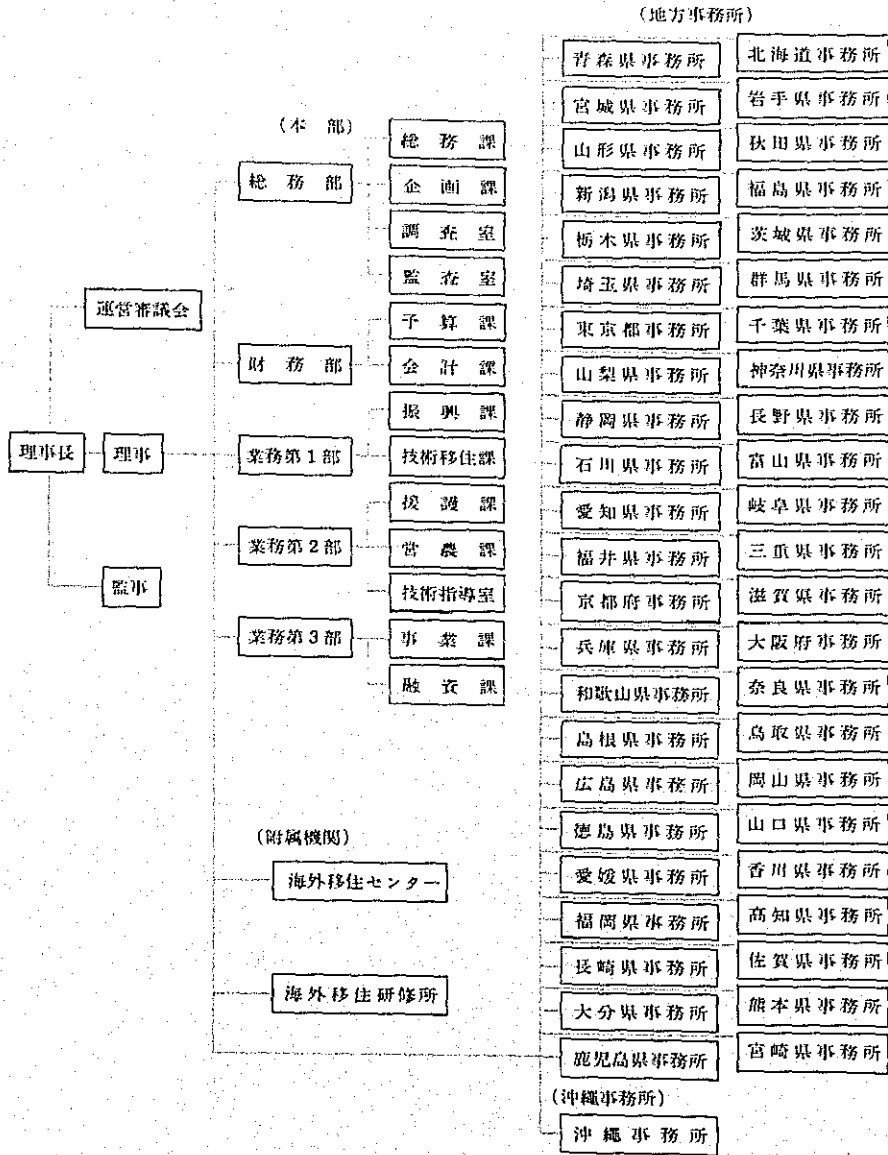
支部のもとには、下部機関として必要な箇所に支所，事業所，試験農場，技術移住センターおよび出張所等を置き，支部業務の補完を行なっている。

#### イ．駐在員事務所

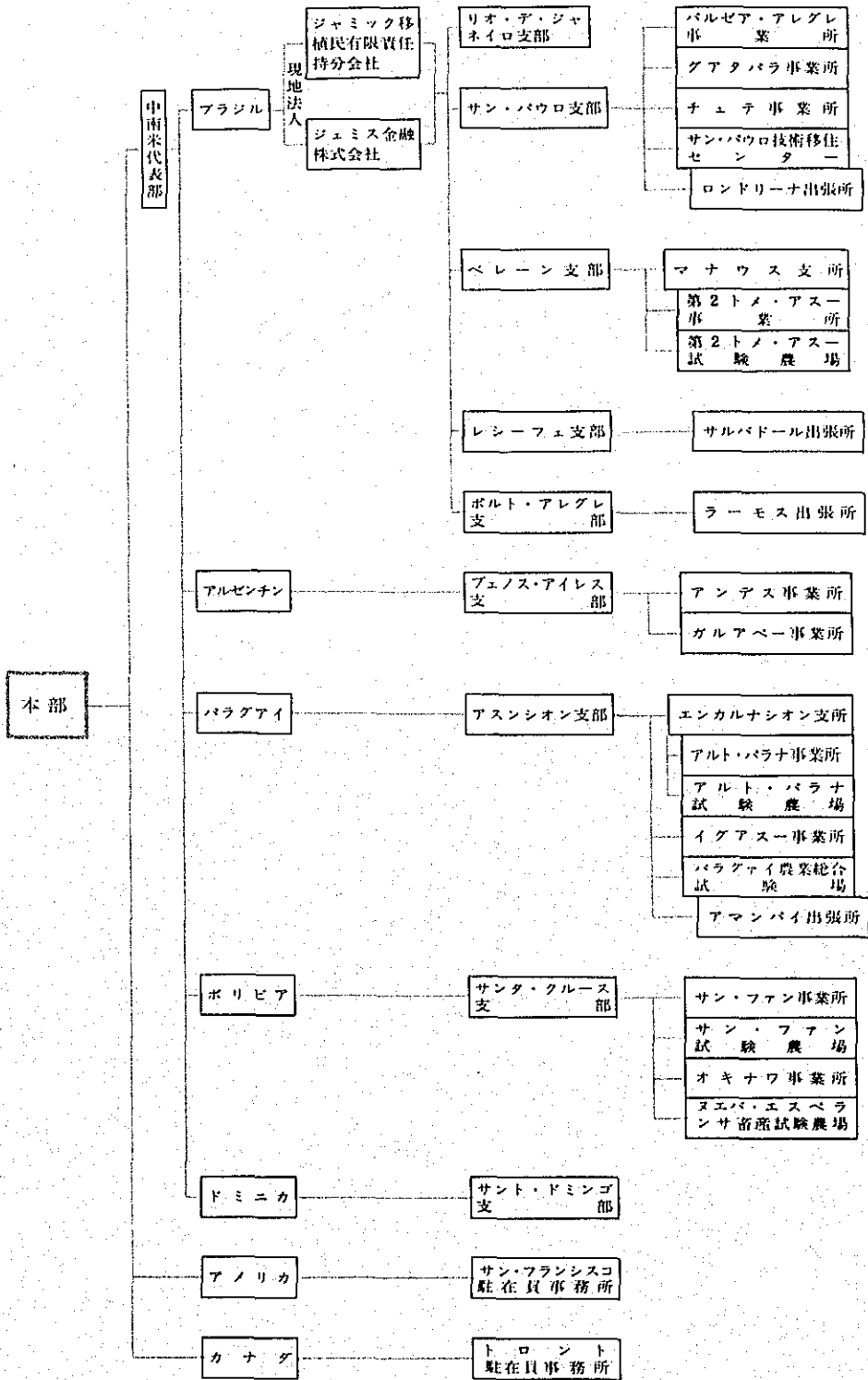
駐在員事務所は，アメリカ合衆国サン・フランシスコ市およびカナダ国トロント市に置き，前者はアメリカ合衆国カリフォルニア州，後者はカナダ国全域を管轄し，移住に関する調査および知識の普及のための資料の収集，関係機関・団体との連絡等の業務を担当している。



# 海外移住事業団機構図(国内)



# 海外移住事業団機構図(在外)



# IV 予 算



南米古代文明を誇ったインカのマチュピチュの遺跡





事業団の予算は、交付金予算と出資金予算（資金計画）の2つより構成される。

### 交付金予算

国からの交付金を財源として、国内においては移住に関する啓発、相談、移住者の訓練・講習、渡航費等の支給および宿泊施設の提供等の業務を、また海外においては主として移住者の受入れおよび定着安定促進等の援護業務を行なうための予算である。

47年度予算額は20億9千9百万円である。

### 昭和47年度交付金予算

単位：百万円

項 目	予算額	備 考
1. 海外移住国内事業費	987	
①国内一般業務運営	868	
②移住業務の調査統計	4	移住者動態調査、農家経済調査、市場調査
③海外移住知識の普及及び相談 あっせん	49	広報資料作成、啓発活動費、相談等活動費
④訓練・講習	41	移住者に対する訓練・講習費
⑤移住者に対する支度費等の支給	7	支度費、集結旅費等
⑥移住者の送付業務	18	移住センター運営、移住者輸送引率等
2. 海外移住在外事業費	1,012	
①在外一般業務運営	549	
②移住業務の調査、統計	8	移住地適地調査等
③訓練・講習	8	移住者に対する訓練・講習費
④移住者の受入業務	2	移住者共同宿舎設置等
⑤移住者の援助、指導	445	営農指導普及、医療衛生、教育、生活改善普及、自治体育成、道路、電化等
3. 予 備 費	100	
合 計	2,099	

(注) このほか、移住者に対する渡航費支給のための交付金予算が66百万円ある。

**出資金予算**

国からの出資金を原資として、入植地の取得、造成、分譲業務並びに移住者に対する融資業務を行なうための予算であり、47年度の出資金計画内訳は下表のとおりである。

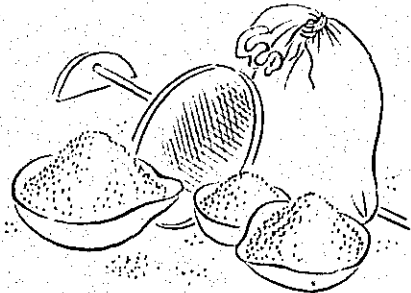
なお、事業団の資本金は、発足当時、移住会社の資本金32億2千5百万円を承継し、その後事業の拡大に応じて増資が行なわれ、47年3月31日現在では61億9百96万円となっている。

昭和47年度出資金関係資金計画

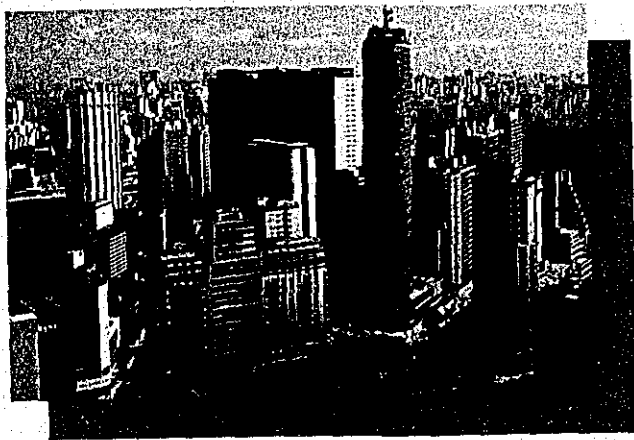
単位：百万円

項 目	収 入	支 出
入 植 地 勘 定 (入植地の取得、造成、分譲等)	9 7	1 7 2
融 資 勘 定 (移住者およびその団体への融資)	3 4 6	8 0 2
特殊事業勘定 (倉庫、牧場事業等)	1 4	1 3
政府出資金	3 0 0	—
その他収入および繰越金増減	2 3 1	—
合 計	9 8 8	9 8 8

(注) 本表は資金操作を除く



# V 業 務



林立するブラジル国サンパウロ市の高層建築

[The page contains extremely faint and illegible text, likely due to low contrast or scanning quality. The text is arranged in several paragraphs, but the individual words and sentences cannot be discerned.]

事業団は、海外移住事業団法（昭和38年7月8日、法律第124号）に基づき、監督官庁である外務省の指導のもとに移住者の援助、指導、その他海外移住の振興に必要な業務を国内、国外を通じ一貫して行なっている。

また、関係機関との関係については、国内では地方公共団体およびその他の関係団体と、更に海外においては移住者受入国政府あるいは移住関係国際機関、およびその他現地日系人団体等の協力を求め円滑かつ効率的な業務の運営を図るよう努めている。

当事業団の業務は、国内における海外移住の啓発、相談、渡航手続から渡航、更には現地における定着、安定に至るまでの一貫した指導、援護業務であるが、具体的業務内容は次の通りである。

#### 1. 海外移住に関する調査

移住施策を策定するために、国内においては社会情勢との関連における移住希望者の動向分析、および国外においては関係諸国の法制、政治、経済および社会情勢の把握、入植地の適地調査、農産物の市場調査および移住者の経済調査等を行なっている。

#### 2. 海外移住に関する知識の普及

事業団本部および全国地方事務所において、海外移住の意義、内容あるいは移住先国の事情等、海外移住に関する正しい最新の情報を広く国民一般に提供している。たとえば、

(1) 海外移住および現地事情を紹介するためのパンフレットの作成、配布

(2) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等マスコミ機関の活用による海外移住の啓発

(3) 移住者受入国事情、移住地事情等を紹介するための相談会および講演会の開催

(4) 移住地の概況、現



海外移住相談会

地事情等紹介の映画会，展示会の開催

- (5) 青少年に対し正しい海外発展の思想を培うために各都道府県の高  
等学校海外教育研究協議会および移住研究友の会の育成指導
- (6) 高等学校教師の海外研修派遣

### 3. 海外移住の相談およびあっせん

移住希望者が移住を決定するにあたって判断を誤らせないようにするため，正確な素材を提供するとともに，相談に応じ希望者の能力，その他の条件を勘案して移住方法の選定について適切な助言指導を行なう。

また，雇用農業移住者および技術移住者の就職先のあっせんにあたっては，現地で従事する仕事の内容および条件等を明示するとともに，移住希望者および雇用主の希望条件等を双方に示し，お互いの合意を図るとともに，移住先決定者については渡航手続等に関する事務を行なっている。

### 4. 移住者の訓練および講習

移住希望者の移住適性の開発に努めるとともに，現地適応力をたかめるために体力および精神力の錬成，職業別技術及び知識の修得，外国語の研修等の訓練・講習を次の各コース別に行なっている。

また，現地移住者子弟に対しては技術研修生として本邦に招致し，最新の技術および知識を修得せしめる制度を実施している。

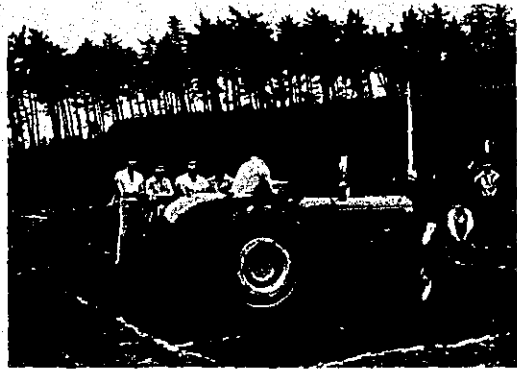
#### (1) 移住者の渡航前訓練講習

##### ア. 農業移住者の場合

(ア) 雇用農業移住者(主として就労地域は南ブラジル，北ブラジルおよびアルゼンチンのブエノス・アイレス近郊)および自営開拓農業移住者を対象に，1カ月間の訓練・講習を行なっている。訓練場所は，本土移住者の場合は群馬県にある海外移住研修所において，また，沖縄移住者については沖縄事務所で行なっている。

(イ) 海外移住研修生については，年齢18才～25才までの農業移住を志す青年を対象に語学，現地事情，農業専門知識の修得および農業実習，機械実習等を海外移住研修所において行なっている。

研修期間は6カ月間で、そのうち4カ月間は所内研修、2カ月間は所外農家実習を行ない、体系的に農業知識の修得および体力、精神力の錬成を行なっている。



海外移住研修所における訓練風景

(ウ) カナダ農業訓練

練性については、年齢18才～25才までの農村青年をカナダ国に2カ年間派遣し、農業実習と研修を通じてカナダにおける機械化農法についての経営能力を涵養するとともに、カナダ社会への適応力を高め、将来カナダ農業移住者の中核として活躍し得る人材の養成を図ること、および訓練終了後帰国を希望する青年については、帰国後わが国農村地域の中堅となるべき人材の養成を図ることを目的とする制度である。本制度に応募した青年を対象に、1カ月間渡航前訓練講習として英語、農業機械、農業土木、農業実習および現地事情等の訓練を行なっている。

イ. 技術移住者の場合

技術移住者は、約20日間、海外移住センターにおいて現地事情および語学を中心として訓練・講習を行なっている。また、神奈川県が運営している県立秦野専修職業訓練校の工業技術移住科訓練生のコースについては、6カ月間技術知識、語学および現地事情について同校で訓練・講習を行なっている。



婦人ホームにおける研修風景



#### ウ. 婦人移住者の場合

将来、海外移住を志す婦人のために、語学、現地事情等を中心に海外移住婦人ホームに委託して研修を行なっている。研修期間は1ヵ月半で、年に2回、募集は3月と8月に行なっている。

#### エ. カナダ移住者の場合

カナダ国へ移住を希望する者を対象に、速やかにカナダ社会へ適応し得るように、海外移住センターにおいて英語会話を中心に現地事情の講習を行なっている。講習期間は約1ヵ月間で、全寮制であり年間5回実施している。

#### (2) 移住者子弟の本邦における技術研修

現地における移住者子弟が、将来、その地域社会の発展に積極的に貢献し得るよう、本邦に招致して必要な職業部門についての最新の技術および知識を修得せしめる制度を実施している。

研修生は18才～30才までの移住者子弟を対象として、本邦において18ヵ月間の研修を行なっている。研修は本邦滞在中に基礎研修、学科研修、実務研修の課程を修了せしめ、研修にかかわるすべての経費は当事業団が負担している。本制度は昭和46年度から実施されたが、今後は、現地側の要望が強いため制度の拡充をはかってゆく計画である。

#### 5. 移住者渡航の際の宿泊施設の提供、輸送引率その他の指導、援助

渡航手続が完了した移住者が、いよいよ本邦を出発するにあたって必要な諸手続等の便宜をはかるため、宿泊施設（海外移住センターおよび沖繩事務所）を提供するとともに、出国通関にかかわる諸手続、その他必要な援助指導を行なっている。

また、移住者を下船港まで安全に送りとどけるために、各船に当事業団職員を移住者引率員として乗船させ、目的港まで船中において必要な指導、援助を行なっている。

#### (1) 海外移住センターにおける指導と援助

日本全国の移住者を、本邦出発の日の8日前から入所させ渡航の最終手続、通関手続および語学、現地事情、国際教養等の補完講習を行なっている。



## (2) 移住者の援護共済制度の実施

渡航中、船内でおきた不慮の災害、疾病等の救済を図るため移住者輸送援護共済積立金制度が実施されている。この積立金は、当事業団の交付金、移住者の拠出金およびその他の寄付金で運用されている。

本制度の支出基準は、入院料が1日10米ドル以内で、通算50日分を超えない額、手術料、薬品料、看護料および移送料については原則として1,000米ドル以内を限度として実費を支給している。

## 6. 海外における移住者の事業、職業、その他の生活一般についての相談および指導

移住者が海外において、各自の生活設計を実現させるにあたって直面する諸問題、たとえば農業経営に従事する人に対しては、営農技術の改善、生産物の販売、あるいは営農上の必要資機材の購入、あっせん等について、また、技術移住者等に対しては、就労先あるいは就労条件、事業経営等についてそれぞれ相談に応じ、また、適切な助言、指導を行なっている。

すなわち、農業移住者に対しては、試験農場の設置・運営、農家経営調査、市場調査、雇用農実態調査、共同利用機械類の貸与、移住者の組織する農業協同組合、自治会等の団体の育成・指導を行なっている。

また、技術移住者については、技術移住センター（ブラジル国サン・パウロ市内に所在）において講習会を実施したり、各支部においては技術移住者に対する就職先あっせんのための現地企業の求人開拓、あるいは政治、経済、企業情報に基づき各種相談に応じ早期安定への援助、指導を行なっている。



サン・パウロで活躍している技術移住者

このほか、移住者の移住先における生活への速やかな適応と文化的、社会的地位の向上を図るために、生活環境の改善、受入国国民との融和、その他生活一般についての相談、指導をあわせて行なっている。

更に、疾病、事故等のために生活上の援護が必要になった移住者に対しては、必要に応じ更生資金の貸付制度を適用し、また、在外公館や受入国関係機関と協力して適切な援護を行なっている。

#### (1) 試験農場の運営

現地において試験農場を次の5カ所に設置し、移住者の営農の安定を促進するために、市場性に見合う作物、畜類等の試作、品種改良あるいは展示を行なうとともに、移住者の営農を指導し相談に応ずるほか、農業技術の向上をはかるための訓練および講習を行なっている。また、営農指導に関連して相手国の試験、指導機関との連携を密にし、万全を期している。なお、現在次の試験農場を運営している。

##### ○第2トメアスー試験農場

(ブラジル国第2トメアスー移住地)

##### ○アルト・パラナ試験農場

(パラグアイ国アルト・パラナ移住地)

##### ○パラグアイ農業総合試験場

(パラグアイ国イグアスー移住地)

##### ○サン・ファン試験農場

(ボリビア国サン・ファン移住地)

##### ○ヌエバ・エスペランサ畜産試験農場

(ボリビア国オキナワ第2移住地)

#### (2) 各種調査の実施

移住者の経営状態、市場問題および生活実態を把握、分析し、今後の移住者指導、援護の方向づけに資するために次の調査を行なっている。

##### ア. 農家経営調査

主として集団移住地入植者の営農実態を長期的に調査把握して、今後の営農計画あるいは営農指導の資料とするものである。

##### イ. 市場調査

移住者が、農業経営を営む上に生産物の販売市場の実態を把握することは最も大切なことである。そのために市場の動きを調査

し、移住者の営農の改善に資するとともに、生産物の販売等についても適切な助言を行なっている。

#### ウ．雇用農業移住者の実態調査

戦後当事業団の就労先のあっせんにより移住した雇用農業移住者は、約1万8千名を数えているが、これら移住者の独立に至るまでの実態および現況を調査し、今後の指導、援護の資料とともに、送り出す移住者の参考に資するものである。

#### (3) 機械類の貸与

移住者の定着促進のため、必要とする機械類は原則として移住者自身、あるいは移住者の組織する団体で購入することになっているが、入植初期の集団移住地等で、移住者の経済基盤が脆弱である場合、あるいは移住地営農改善特別対策等のために援護を必要とする場合、共同利用としてのトラック、トラクター、ブルドーザー等重機械類を貸与している。

#### (4) 技術移住センターの運営

技術移住者に対し訓練あるいは講習を行なうために、次のような業務を行なっている。

ア．渡航初期の技術移住者の宿泊

イ．技術移住者に対する現地適応のための補完的訓練・講習

ウ．技術移住者の入国に際しての援護および生活の安定・向上を図るための相談あるいは指導

エ．技術部門の書籍・資料の整備活用

### 7. 移住者の定着のための福祉施設の整備その他の援助

移住者の社会生活基盤整備のため、受入国の施策を補完して行なう業務で、次のような施策を講じている。

(1) 医療衛生に関しては、主要入植地に診療所を設置し、日本人医師、看護婦を常駐させ、また、奥地に散在する移住者に対しては近傍主要都市に特約医を委嘱し、さらに巡回診療を行なっている。このほか予防衛生知識の普及、アマゾン地区のマラリア予防対策、および将来これら業務に協力する医師、看護婦の育成を行なっている。

(2) 教育に関しては、受入国の施策の不十分な地域を中心に、小中学校

の校舎および寄宿舎等の建設，スクールのバス配置，教師の確保，教材の整備を図り，優秀な移住者子弟の進学を助成するため奨学資金を交付している。また，日系社会における次代の担い手である移住者子弟を対象に，集団移住地において，青年教育および日本語教育を行っている。



フラム移住地小学校の校舎と授業風景

(3) 生活改善普及指導に関しては，慰問図書，映画フィルムの配布等を行ない，特に集団移住地に対しては，生活改善普及指導用巡回車を巡回させている。また，移住者の自発的公民館活動を助長し，活発化するために，公民館建設の補助も行なっている。

(4) 集団移住地については，自治組織の育成指導に努めるとともに，農業協同組合の業務の円滑な推進を図っている。

(5) このほか奥地移住地における警察官の確保等の治安維持体制の強化，移住地道路の補修改善，および集団移住地の電化助成等を行なっている。



アルト・パラナ診療所の医師と看護婦達

【参 考】

1 事業団直営および準直営診療所

診療所名	所在地	備考
第2トメアスー診療所	ブラジル国第2トメアスー移住地	直営
フラム診療所	パラグアイ国フラム移住地	直営
アルト・パラナ診療所	パラグアイ国アルト・パラナ移住地	直営
イグアスー診療所	パラグアイ国イグアスー移住地	直営
サン・ファン診療所	ボリビア国サン・ファン移住地	直営
オキナワ第1診療所	ボリビア国オキナワ第1移住地	準直営
オキナワ第2診療所	ボリビア国オキナワ第2移住地	準直営
オキナワ第3診療所	ボリビア国オキナワ第3移住地	準直営

2 奨学資金交付制度

この資金の支給対象は、原則として、戦後渡航した移住者の子弟で小中学校または高等学校の課程を修めるもので、(ア)保護者の経済力が乏しい、(イ)本人の素行が善良である、(ウ)健康である、(エ)学習成績が優秀であること、等が条件となっている。

8. 入植地の取得、造成、管理および譲渡並びに取得のあっせん

移住者の入植を容易にし、移住振興の基盤を醸成するために、移住者の希望、適性、経済力を勘案し、また、受入国の開発計画あるいは農地改革等によって、政府出資金を原資として入植地の取得、造成、管理、分譲を行なっている。また、必要に応じ雇用農業移住者の独立、買増しに際し、入植地の取得のあっせんを行なっている。なお入植地業務の具体的内容は次の通りである。

(1) 入植地の調査および取得

入植地の取得にあたっては、その土地の目的、社会的経済的諸条件について調査、検討を行ない、今後の移住の動向と入植見込、周辺入植地の状況等を考慮のうえ、土地の取得を決定する。

(2) 入植地建設計画

このようにして取得した土地に対し、土地利用、造成工事、分譲入



植、移住者の標準管農計画、公共施設および共同利用施設並びに市街地の整備、入植地全体の子定原価、および資金計画等の諸計画を含む建設計画を樹立する。また、各入植地は、所在国の所轄官庁（ブラジルの植民農地改革院——略称INCRA、パラグアイの農業福祉院——IBR、アルゼンチンの農牧審議会）より設置認可を受けているが、その際、この計画が審査の眼目となり、当該官庁は、その国の地域開発及び農地改革の見地より、これらの計画について審査、調整を行なうので、当該入植地は、相手国の地域開発、農地改革の一環としての役割も担うこととなる。

### (3) 入植地の造成、管理および分譲

年度ごとに事業計画および入植の進捗等を考慮して、実施計画を作成し入植地の造成を行なっている。分譲価格は、入植地の取得、造成に要する費用等の原価を基礎とし、近傍地価等を勘案のうえ決定し、一括払または長

期分割払の方法を講じている。

なお、入植地別分譲条件については、参考資料を参照されたい。

### (4) 関連企業への分譲

入植地では、移住者へのロッ



ブラジル国第2トメアスー移住地の造成工事風景

テ分譲のみならず、移住者の営農振興のために関連企業にも事業用地を分譲している。現在までのところ、第2トメアスーにおいて高砂香料株式会社28.77ヘクタール、グアタパラにおいてグアタパラ農牧会社に750ヘクタール、イグアスーにおいてイグアスー農牧会社に9,572ヘクタール、アルト・パラナにおいてパラグアイ組糸会社に11.94ヘクタールを分譲している。

### (5) 入植地の取得のあっせん

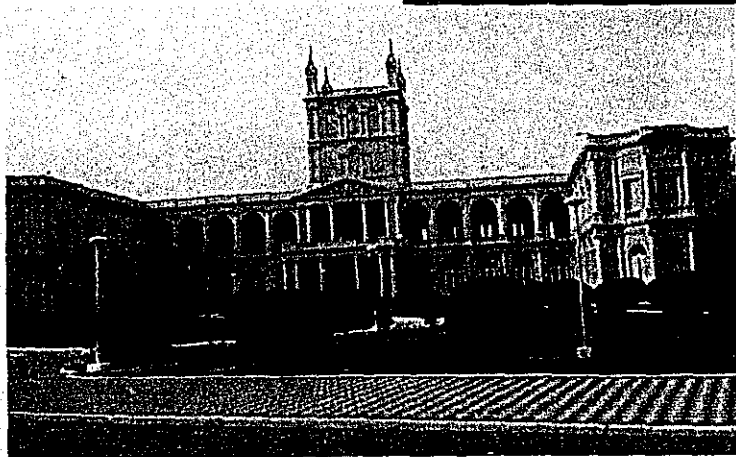
雇用農業移住者等移住先において独立のため土地を購入する移住者



シーズンになると世界各国からの海水浴客でにぎわう、リオ・デ・ジャネイロのコパカバーナ海岸。



オタワ市の国会議事堂。



パラグアイ国の首都、アスンシオン市にある大統領府庁。

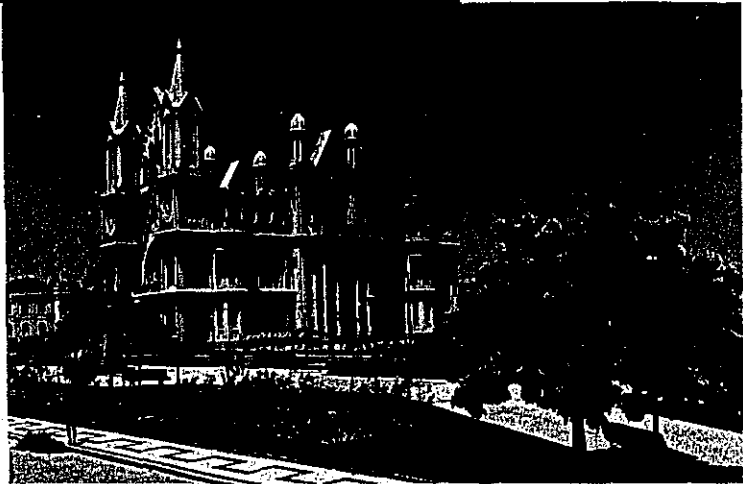


サンパウロ市の日系企業で活躍する技術移住者。



世界各国から移住者を受入れている、サンパウロ州政府移民局。

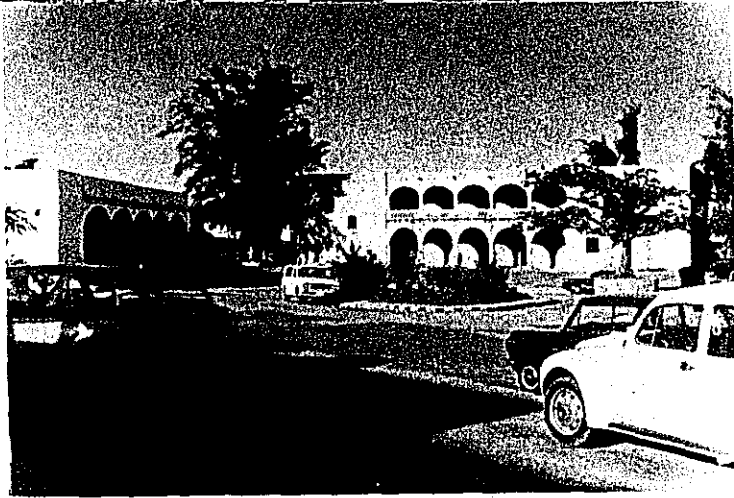
ブラジル国サンタ・カタリーナ州のイタジャイーにある教会。







南米のニューヨークと称される  
サンパウロ市の中心街。

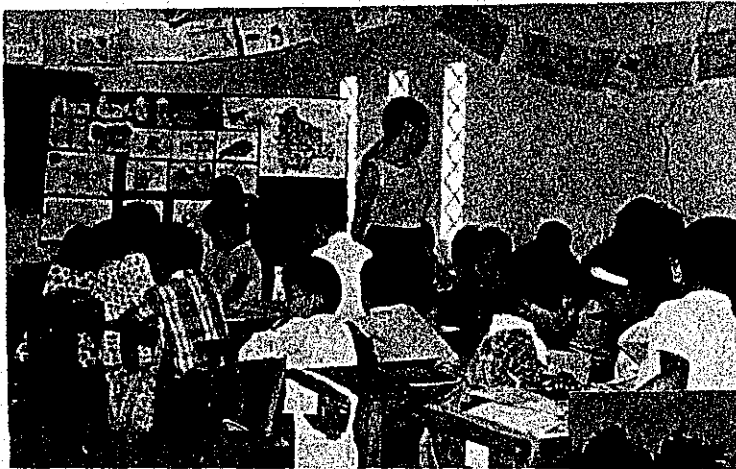


ドミニカ国サント・ドミンゴにある、ディエ  
ゴ・コロン提督（コロンブスの子息）の遺品  
の納められている博物館。



パラグアイ国アルト・パラナ移住地のお祭で  
行進する、ドイツ系移住者の女学生。

パラグアイ国アルト・バラナ移住地の11周年記念運動会（仮装行列）。



ボリビア国サンファン移住地小学校の授業風景。



アルゼンチン国メンドサ市のブドウ祭のパレード。

に対しては、取得のあっせんを行なっている。この場合、入植地の取得に準じ、調査、造成、管理等の措置を講じている

### 9. 移住者およびその団体に対する農業、漁業、工業等の専業資金の貸付および債務の保証

移住者が現地において事業を行なう場合、当初は現地金融機関との関係も密接でないのが通常であるので、これら事業に必要な資金の貸付を行ない、移住者の定着、安定に大きな役割を果たしている。この事業資金の貸付の種類としては、現在、農業融資、小工業融資および更生資金融資の諸制度があり、原資はいずれも政府出資金によっている。債務保証については受入国側の金融実態とも関連し、実効のある制度を目下研究中である。

#### 〔参 考〕 融資基準の概要

##### 農業融資

#### 1. 貸付対象

安定した経営段階に達していない自営農（経済的に独立して農業を営むもの、借地農、分益農等を含む）または独立希望者、およびこれら移住者を中心とする農業団体

#### 2. 貸付金の種類および貸付金残高の限度

（下記限度の範囲内において、個別審査のうえ、貸付先の能力等にに応じて貸付額あるいは貸付可否が決定される）

区 分	個人の場合	団体の場合
設 備 資 金 長期運転資金	150万円相当額	50万円相当額×出資者数
短期運転資金	30万円相当額	30万円相当額×出資者数
天災等緊急時 の特例融資	30万円相当額	

#### 3. 貸付期間

設 備 資 金 } 8年（特別の資金使途の場合は9年）以内の割賦  
長期運転資金 } または一時償還

ただし、4年以内の据置期間（期間中利払）を設けることができる。

短期運転資金 1年6カ月以内の割賦または一時償還  
 天災等緊急時の特例融資 上記、設備・長期運転資金の場合と同じ

4. 貸付通貨および利率

ブラジル	現地通貨建	年利率12%
パラグアイ	} 米貨建	年利率5%
アルゼンチン		
ボリビア		
ドミニカ		

**小工業融資**

1. 貸付対象

移住先国において、その国の製造業の発展に寄与する事業を営みまたは営もうとする移住者

2. 貸付金の種類および貸付金残高の限度

(下記限度の範囲内において、個別審査のうえ、貸付先の能力等に応じて貸付額あるいは貸付可否が決定される)

設備資金 一貸付先に対し180万円相当額  
 短期運転資金 一貸付先に対し 90万円相当額

3. 貸付期間

設備資金 3年以内  
 短期運転資金 1年以内

4. 貸付通貨および利率

ブラジル	現地通貨建	年利率14%
パラグアイ	} 米貨建	年利率6%
アルゼンチン		
ボリビア		
ドミニカ		

**更生資金融資**

1. 貸付対象

移住先国において経営力あるいは資金の不足のため生活が困窮し、自力では独立の生計を営むことの困難な移住者であって、所要の条件に合致する者

## 2. 貸付通貨

### 現地通貨建

貸付金の種類、貸付限度額、利率およびその他の条件

(一貸付先に対し、下表の条件の範囲内において個別審査のうえ、貸付可否、貸付金額、貸付条件等が決定される。)

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	利息	延滞損害金	
更生資金	生業費	500,000円 相当額以内	2年以内	8年以内	年3%	年11%
	支度費					
	技能習得費					
生活資金	300,000円 相当額以内	1年以内	5年以内	ただし据置期間中は無利子	残元本額に対し、最終期限の翌日から支払日までの期間について計算する。	
住宅資金	改修費	1年以内	6年以内			
	転宅費	相当額以内				
療養資金	200,000円 相当額以内	1年以内	5年以内			
災害援護資金	200,000円 相当額以内	2年以内	6年以内			

## 10. 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者およびその団体を除く）で、移住者を受入れる場合の事業所要資金の貸付

昭和46年9月に行なわれた海外移住審議会の答申において、海外日系人に対する援護強化の必要性について強調されているが、この考え方に基づき、一つの効果的方法として、現在、中小企業融資を含む現地融資の拡充について研究中である。

## 11. 附帯業務

事業団は、必要があるときは前記諸業務に附帯する業務として、未分譲地の一時利用、土壌の保全等の業務を行なっている。

## 12. その他必要業務（特殊事業）

移住者の援助、指導あるいは移住振興のため、牧場の経営、倉庫の経営、移住者の生産物の加工事業に対する出資を行なっている。

【参 考】 現在行なっている特殊事業

牧場事業の経営

### 1. チエテ牧場

ブラジル国サン・パウロ州に所在し、移住者農家の當農に組入れるため必要とする優良肉牛の展示および補給基地として1,282ヘクタールに約1,800頭の肉牛を飼育している。

### 2. バルゼア・アレグレ牧場

バルゼア・アレグレ移住地の遊休地の土壤保全および一時利用を兼ね、移住者の當農の改善に役立てるため約3,000ヘクタールの土地を利用し、400頭の肉牛を飼育している。

## 倉庫事業の経営

### 1. サンタ・クルース倉庫

建坪300m<sup>2</sup>の倉庫2棟で収納能力各410トン、サン・ファン及び、オキナワ移住地の生産物の収納、販売に役立てるため農協等に賃貸している。

### 2. エンカルナシオン倉庫

建坪415m<sup>2</sup>、収納能力500トンおよび建坪720m<sup>2</sup>、収納能力1,200トンの倉庫2棟で、イタプア農協連（イタプア県内邦人移住地農協が加盟し結成された連合会）等に対して賃貸している。

## 移住者の生産物の加工事業に対する出資

パラグアイ国イタプア県下の邦人移住者が栽培する油桐およびその他油料作物は、県内に搾油設備が少なく、特に油桐は販売不振、低価格のため、大きな打撃を受けていた。そこで、移住者の當農の安定に資すべく、昭和42年に当事業団より1億円、海外経済協力基金より1億5千万円、民間4社より5千万円を出資して、日本にイタプア製油投資株式会社を、続いてパラグアイ国エンカルナシオン市に現地法人イタプア製油商工株式会社を設立した。

昭和44年2月末より製油工場の建設開始、昭和45年6月に主要施設の建設を完了、同年9月より本格的操業に入った。

その後、昭和45年に増資を行ない、当事業団より1億5千万円、海外経済協力基金より5千万円、民間5社より6千万円を出資した。当事業団は同社に対して健全に運営されるよう側面的援助を行なっている。

なお、この投資会社の現在の資本金は5億6千万円で、その出資は当事業団、海外経済協力基金および民間5社（三井物産、三菱商事、伊藤忠、丸紅飯田および大阪商船・三井船舶）からである。

## VI 参考資料



世界的に有名な、リオ・デ・ジャネイロのカーニバル風景

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in the context of public administration and government operations. The text highlights how detailed records can help identify inefficiencies, prevent fraud, and ensure that resources are used effectively.

2. The second part of the document focuses on the role of technology in modern record-keeping. It explores how digital systems and software solutions can streamline the process of data collection, storage, and retrieval. The text notes that while technology offers significant advantages, it also requires careful implementation and ongoing maintenance to ensure data integrity and security.

3. The third part of the document addresses the challenges of data management and privacy. It discusses the need for robust security protocols to protect sensitive information from unauthorized access and cyber threats. Additionally, it touches upon the importance of data governance and the need to comply with various regulations and standards that govern the handling of personal and organizational data.

4. The fourth part of the document discusses the importance of training and education for staff involved in record-keeping. It suggests that regular training sessions and workshops can help employees stay updated on the latest technologies and best practices. The text also emphasizes the need for clear communication and collaboration between different departments to ensure that records are consistently maintained and updated.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key points discussed and reiterating the overall goal of improving record-keeping practices. It encourages organizations to adopt a proactive approach to data management and to continuously evaluate and refine their processes to meet the evolving needs of the digital age.



## 1. 南北米への移住の歴史

わが国の南北米への移住の流れは、明治元年、ハワイ甘蔗園労働者の移住にはじまり、その後アメリカ、ブラジルへと対象地域が拡大されてゆき、自営開拓移住者および雇用農業移住者が主であった。戦後は新しい移住の形態として、従来の農業移住のほかにも工業技術移住、その他の形態が加えられた。また従来永住のみを扱ってきたが、農業実習生等、一定期間、外国に出向く者についても取扱うことになった。

一方、移住先国もその大宗を占めていた南米に加え、北米、カナダ、と対象地域も拡大されてきており、わが国の移住政策も戦前のそれとは異なった意義付けがなされるに至ったが、以下、わが国の主な移住の流れを追ってみる。

年 代	主 な 出 来 事
明 治 元 年 ( 1 8 6 8 )	ハワイ移住の始まり 移住の先駆者としてハワイに 153名の邦人が英国船サイオト号で渡航し、主に甘蔗耕地に就労した。 しかしその後各地で雇用主と移住者との紛争が相次いで起こったため、政府は、明治2年から明治15年までの間、原則として集団移住を許可せず、外務省はオランダ、ペルー、スペインからの移住者受入れの勧誘を辞退した。
明 治 18 年 ( 1 8 8 5 )	ハワイ移住の再開 国内の経済的不況の進行に伴い、ハワイ移住が再開されたが、続いてアメリカ、オーストラリア、フィリピン等移住の対象地域も拡大されていった。
明 治 29 年 ( 1 8 9 6 )	移民保護法の制定 移住が盛んになるにつれ、乱立した民間移住業者の中には無責任なものが現われ、政府は移民取扱業者並びに外国人雇用主の違約等に対処するため、本法令を制定した。
明 治 30 年 ( 1 8 9 7 )	メキシコ移住の始まり 榎本武揚子爵は、日・メキシコ拓殖会社を設立し、メキシコ移住の先鞭をつけたが、会社の経営は挫折した。しかし、明治34年から明治40年頃までに、8,706人の日本人がメキシコに移住した。
明 治 32 年 ( 1 8 9 9 )	ペルー移住の始まり 第1回ペルー向け集団移住者 790人が佐倉丸で渡航し、主として甘蔗耕地製糖工場に就労した。
明 治 36 年 ( 1 9 0 3 )	チリー移住の始まり チリーの鉱山労働者として 1,200人が移住したが、その後、後続移住者は

	なく、他国に転住してゆき、昭和5年頃にわずか670人を数えるに至った。
明治41年 (1908)	日・米紳士協約の締結 ハワイ移住者等のうち、アメリカ本土に転住する者が続出したので、アメリカ政府は隣接国からの転住を禁止した。日本も何らかの自主規制措置を講ずる必要を感じ、米国向け移住者を日本政府が自主的に制限する覚書を作成し、アメリカ移住を制限した。
明治41年 (1908)	ブラジル移住の始まり 笠戸丸が第一回集団移住者を乗せて同年6月18日、サントス港に到着した。これがいわばブラジル移住の始まりであり、第一陣は158家族781人であった。
大正4年 (1915)	海外協会の設立 海外発展の必要が唱道され、移住する人が増加したため、山口、広島、熊本各県に海外協会が設立された。
大正6年 (1917)	海外興業株式会社の設立 既存の移民取扱業者であった東洋移民、南米植民、日本植民、日東植民の4社が合併して海外興業株式会社（海興）が設立された。更に、大正8年、ブラジル拓植、大正9年、森岡移民をそれぞれ吸収し、移民取扱業者は一元化され、移民会社の品位と信用を著しく高めた。 なお、同社はブラジル向戦前移住者の約90%(165,995人)をブラジルに移住させた。
昭和2年 (1927)	神戸移民収容所の設置 移住者の増加とともに、その送出業務を円滑ならしめるため、政府は現在の海外移住センターの前身である移民収容所を設置した。
昭和2年 (1927)	海外移住組合連合会の設立 海外移住組合法の制定により、組合連合会を設立、移住者の送出とともに受入れ入植地の創設に乗り出し、バストス、アリアンサ等の移住地を購入した。また昭和4年には同連合会の現地代理機関として有限責任ブラジル拓植組合を設立した。
昭和2年 (1927)	コチア産業組合の創設 サンパウロ市郊外のコチア町周辺でじゃがいも栽培をしていた日本人数十名が、コチア産業組合を結成。後に組合員10,000人を擁する同組合の礎を築いた。
昭和4年 (1929)	アマゾン移住の始まり 日本人のアマゾン地域への進出は、昭和3年の南米拓植株式会社、および

	アマゾン興業株式会社の設立に始まりこれらの機関は、アカラ、モンテアレグレなど州有地の払下げを受け開発に乗り出すため、昭和4年・5年の2回にわたって100人の移住者を入植せしめた。
昭和4年 (1929)	コロンビア移住の始まり 初めてコロンビアに移住した邦人は、明治36年同国の使節アントニオ・イスキエルドに随伴した岡丁2人と大工1人であったといわれる。しかし、計画に基づいて行なわれた移住は、この年エル・バエ・ヂ・カウカ県コリント郡に竹島雄三等が創設した移住地に入植した5家族25名の移住によって始まった。
昭和6年 (1931)	高等拓殖学校卒業生のアマゾン入植 上塚 司 がパリンチンス市近郊に1,500町歩の土地を購入し、ここに高拓生42人を送りアマゾンにおける邦人中堅人物育成の礎とした。
昭和9年 (1934)	ブラジルの外国人移住者2分制限法の制定 この年制定の新憲法にもとづきブラジル政府は、同法を制定した結果、日本の移住者枠は年間2,849人に制限されることになり、日本人移住者は急激に減少した。 〔注〕2分制限法とは昭和9年(1934年)以前50年間にブラジルに移住した数の2%に年間入国許可数を制限した法。
昭和11年 (1936)	ラ・コルメナ移住地の創設 ブラジルにおいて2分制限法が公布されたため、移住者を他の国に導入する必要が生じ、パラグアイ国アスンシオン市東南のラ・コルメナ移住地に自営開拓農の第一陣が入植した。その後、昭和16年までに同移住地に125家族780人が入植した。
昭和15年 (1940)	ペルー国リマ市の排日暴動 ペルー政府は、昭和11年移民および営業制限令を公布したため、ペルーの邦人は生活圏を制限されるとともに、後続移住者を日本から導入することが困難になった。さらに、邦人移住者が都市に転出し、商業を中心として活動したため、これが勢いペルー人の同業者を経済的に圧迫する結果となり、現地人業者の間に根強い反日感情を醸成し、遂にはリマ市、カヤオ市の邦人商店が現地人労働者等の群衆の襲撃を受けたため、暴動による邦人被害者は600軒に達した。
昭和16年 (1941)	第2次世界大戦勃発と海外移住 日米開戦とともにわが国の海外移住の門戸が閉ざされ、戦後、昭和27年頃までは、移住の空白時代となった。一方、終戦とともに国内には外地から

		の引揚者が約 600万人に達し、大きな社会問題を醸成した。
昭和 27 年		ブラジル移住の再開
(1952)		アマゾン地域のジュッタ栽培移住者54名が渡航したことにより、戦後の海外移住が本格的に再開された。
昭和 29 年		北部ブラジルへの移住者導入枠の決定
(1954)		辻小太郎とブラジル移植民院 (INIC) との間に、北伯農業自営移住者 5,000家族の導入許可に関する取り決めが行なわれた。
昭和 29 年		中部ブラジルへの移住者導入枠の決定
(1954)		松原安太郎とブラジル移植民院との間で、中伯農業自営移住者4000家族の導入許可に関する取り決めが行なわれた。
昭和 29 年		財団法人日本海外協会連合会 (海協連) の設立
(1954)		海外移住のあっせんおよび援助を行なう目的で設立され、主として移住者の募集選考、送出並びに定着指導を行なった。また地方海外協会は組織上の構成団体ではなかったが、海協連が業務を統一的に調整することになった。
昭和 30 年		日本海外移住振興株式会社の設立
(1955)		移住者の現地定着を促進するため、政府および民間の出資により設立されたもので、会社はブラジル、パラグアイ、アルゼンチンに約37万ヘクタールに及ぶ土地を購入、土地分譲、融資業務を主体に事業を開始し、移住者の定着安定を図った。
昭和 30 年		海外移住審議会の設置
(1955)		政府は移住の円滑なる推進を図るため、各界学識経験者を委員に任命し、総理大臣の諮問機関としての海外移住審議会を設置した。
昭和 30 年		ボリビア国サンファン移住地への入植
(1955)		西川利通の提唱でサンタ・クルース農業開発協同組合を創設し、邦人移住者の呼寄せを行なうことになり、その第1陣として16家族が入植した。
昭和 30 年		ブラジル国コチア青年移住の始まり
(1955)		コチア産業組合は、ブラジル移植民院より、青年移住者1500人の導入枠を取得、単身青年雇用農移住の道を開いた。
昭和 31 年		ドミニカ移住の始まり
(1956)		昭和31年に第1回の送出が行なわれ以来昭和35年までに12船、249 家族 1,319人が国営移住地に入植した。その後、トルヒーリョ大統領の暗殺と相まって政情は不安となり、経済情況も悪化したため、移住者の生活も極度に苦しくなり、昭和36年から37年に至り、集団帰国、あるいは南米各地に、

	転住が行なわれた。
昭和 31 年 (1956)	<p>沖縄第1コロニアへの入植</p> <p>昭和29年に入植したうるま耕地の沖縄県出身の移住者は、天災、疫病等のため、2度も転耕した後、第1コロニアに入植し、定着するようになった。その後、昭和34年に第2、昭和36年に第3コロニアを設定し、約500家族、3,200人が入植した。</p>
昭和 31 年 (1956)	<p>日本・ボリビア移住協定の締結</p> <p>日本人のボリビア移住は戦後において盛んとなり、はじめは西川移民等、民間ベースで始められたが、昭和31年8月ラパスにおいて日ボ移住協定が署名締結された。このように、昭和32年から協定にもとづく政府間ベースによる計画移住が開始され、この協定は、その後4回の期間延長を重ねた。</p>
昭和 32 年 (1957)	<p>アルゼンチン稲穂協同組合の設立</p> <p>日本人移住者の呼称機関として設立され、アルゼンチン移民局から、年間80家族、1州80家族を限度として400家族の導入枠を取得した。その後アルゼンチンへの計画移住推進の母体となり、ガルアペー、アンデス両移住地への入植もこの枠内で導入された。</p>
昭和 34 年 (1959)	<p>日本・パラグアイ移住協定の締結</p> <p>昭和29年、パラグアイ国のラ・コルメナ移住地に、3家族18名の戦後初めての移住が再開されたが、その後、昭和31年以来日本海外移住振興株式会社の現地進出により、フラム、アルトパラナ、イグアスーと各移住地が創設され、邦人移住者が続々入植した。</p> <p>また将来における移住者大量送出時代に備え、昭和34年7月380万ドルに及ぶパラグアイ国政府との船舶借款供与と引換えに、日パ移住協定が締結され、以後パラグアイ移住は政府間ベースによって行なわれることになった。</p>
昭和 35 年 (1960)	<p>日本・ブラジル移住協定の締結</p> <p>戦後のブラジル移住は辻、松原両氏に与えられた日本人農業者導入枠によって再開されたことは既述のとおりである。その後、三笠宮の訪伯もあり、対日感情も飛躍的に好転したため、昭和33年わが国は移住民に関する協定交渉を開始、2年にわたる折衝の結果昭和35年リオ・デ・ジャネイロにおいて両国政府代表により署名が行なわれ、昭和38年10月東京において批准書交換が行なわれた。</p> <p>その後ブラジルへの移住の流れは、政府間ベースによって計画化されるとともに、日本人農業移住者によって示された技術水準は、その後企業進出と</p>

	技術移住の誘因となり、漁業、紡績、機械、製造業等の方面に対しても新しい進出が行なわれるようになった。
昭和 36 年 (1961)	日本・アルゼンチン移住協定の締結 アルゼンチンは由来外国人の集団移住について消極的な政策をとってきたので、戦前、戦後を通じ、アンディノクラブ、アルゼンチン拓植協同組合等、民間ベースにより日本人移住者の導入が行なわれてきた。しかし、アルゼンチンも国の工業化、経済開発の促進を図るため、海外からの人的援助を求める政策をとり、日本人の集団移住についても受入れる姿勢を示すようになったので、従来民間ベースにより行なわれた移住の流れを政府間ベースに切りかえて計画化するため、昭和36年12月、東京において日本・アルゼンチン移住協定が署名され、昭和38年5月に発効した。
昭和 37 年 (1962)	海外移住審議会第23回総会の答申 本会において移住政策の新しい理念が打出され、また移住実務機関の競合を廃するため、日本海外協会連合会および日本海外移住振興株式会社の統合を示唆した。
昭和 38 年 (1963)	海外移住事業団の設立 先の移住審議会の答申を契機に、日本海外協会連合会と日本海外移住振興株式会社を統合し、法律第124号により海外移住事業団が設立された。以後、移住者の援助および指導その他海外移住の振興に必要な業務を、国の内外を通じ一貫して事業団が効率的に行なうことになった。次いで昭和39年、事業団は各都道府県に地方事務所を設置した。
昭和 40 年 (1965)	米国民国籍法の改訂 ジョンソン大統領によって署名された移民国籍改訂法は、従来東半球諸国に適用されてきた出身国別割当制度が廃止され、人道主義にもとづき各国平等に受入れを行なうことになり、西半球以外の国々からの年間総移住者数を最高17万人として、これを優先順位制に比例配分し、特定国からの年間移住者数は2万人を超えないものとした。
昭和 41 年 (1966)	派米農業研修生の渡米 昭和31年から実施されてきた農業労働を目的とした農業労働者派米事業は、その目的を果たしたので、日米両国政府の交渉によって、より安定した方法でこの事業を継続することを協議し、米国では4Hクラブ財団が引受団体となって研修生を受入れることになった。
昭和 41 年 (1966)	カナダ移住の再開 わが国のカナダ移住は、明治10年頃から始まり、幾多の変遷のもとに戦前

	<p>の在加日系人は23,149人に達した。しかし、当時の移民法の適用について人種的差別があったため大幅に増加しなかった。戦後カナダ政府は、移民問題につき国の基本の方針として多くの国から移住者を受入れる施策へ転換したため、昭和41年わが国に対しても移民官を派遣し大使館内に査証部を設置するなど移住を積極的に助長したため、わが国のカナダ移住者は急増している。</p>
<p>昭和 42 年 (1967)</p>	<p>沖縄移住業務の引継 日・米両国政府の合意にもとづき、沖縄等における海外移住業務を事業団が取扱うことに決定し、那覇市に事務所を設置するとともに、ポルビア国沖縄移住地の管理も事業団で行なうことになった。</p>
<p>昭和 44 年 (1969)</p>	<p>ブラジル国法令 494号（外国人農村地取得制限法）の公布 ブラジル政府は、外国人の農村地取得制限法として、法 494号を公布することになり、外国におけるブラジル農村地の売買を禁止し、かつ同一国籍人の一郡内に占める面積を規制した。この法令で邦人移住者に土地分譲を行なうことに支障が生じたが、昭和46年同法改正が行なわれ、小面積（モドロの3倍）の取得は同法適用除外になる等規則が緩和されることになった。</p>
<p>昭和 46 年 (1971)</p>	<p>海外移住審議会第29回総会の答申 海外移住審議会は昭和45年9月、内閣総理大臣の諮問により、国際化時代におけるわが国民の海外発展のあり方等について、審議を行なった結果、国内経済の高度成長、移住の多様化等により今後のわが国の移住政策を新しい観点から検討を加え国際化時代における移住は国民の海外発展という視野に立ってこれを行なうべきであり、海外移住と経済協力についても、日系人との関連においてこれを推進すべきである等、新時代における移住政策についての答申を行なった。</p>

## 2. 海外移住事業団法

昭和38年7月8日

法律 第124号

改正 昭和39年5月27日 法律第85号  
昭和41年3月31日 法律第29号  
昭和44年5月27日 法律第35号

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員及び職員（第8条—第18条）
- 第3章 運営審議会（第19条・第20条）
- 第4章 業務（第21条—第24条）
- 第5章 財務及び会計（第25条—第36条）
- 第6章 監督（第37条・第38条）
- 第7章 雑則（第39条—第41条）
- 第8章 罰則（第42条—第44条）
- 附 則

#### 第1章 総則

##### （目的）

**第1条** 海外移住事業団は、移住者の援助及び指導その他海外移住の振興に必要な業務を国の内外を通じ一貫して効率的に行なうことを目的とする。

##### （法人格）

**第2条** 海外移住事業団（以下「事業団」という）は、法人とする。

##### （事務所）

**第3条** 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

- 2 事業団は、外務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

##### （資本金）

**第4条** 事業団の資本金は、8億円と附則第7条第8項の規定により政府から出資があつたものとされる金額との合計額とし、政府がその全額を出資する。

- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。
- 3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

##### （登記）

**第5条** 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これを



もつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

**第6条** 事業団でない者は、海外移住事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

**第7条** 民法（明治29年法律第89号）第44条（法人の不法行為能力）及び第50条（法人の住所）の規定は、事業団について準用する。

## 第2章 役員及び職員

(役員)

**第8条** 事業団に、役員として、理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

2 事業団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事4人以内を置くことができる。

(役員職務及び権限)

**第9条** 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は外務大臣に意見を提出することができる。

(役員任命)

**第10条** 理事長及び監事は、外務大臣が任命する。

2 理事は、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

**第11条** 理事長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の場合は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

**第12条** 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

(役員解任)

**第13条** 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 外務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

る。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。

**3** 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、あらかじめ、外務大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

**第14条** 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

**第15条** 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

（代理人の選任）

**第16条** 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

**第17条** 事業団の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の公務員たる性質）

**第18条** 事業団の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第3章 運営審議会

（運営審議会）

**第19条** 事業団に、運営審議会を置く。

- 2 運営審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する重要事項を審議する。
- 3 運営審議会は、事業団の業務の運営につき、理事長に対して意見を述べるができる。
- 4 運営審議会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

**第20条** 委員は、事業団の業務に関し学識経験を有する者のうちから、外務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 第13条第2項及び第3項の規定は、委員について準用する。

## 第4章 業務

(業務の範囲)

**第21条** 事業団は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- 一 海外移住に関する調査及び知識の普及を行なうこと。
  - 二 海外移住に関し、相談に応じ、及びあつせんを行なうこと。
  - 三 移住者に対して、訓練及び講習並びに渡航費及び支度金等の支給を行なうこと。
  - 四 移住者の渡航に関し、宿泊施設の提供、引率その他援助及び指導を行なうこと。
  - 五 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行なうこと。
  - 六 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行なうこと。
  - 七 移住者が入植するための土地の取得、造成、管理及び譲渡並びに取得のあつせんを行なうこと。
  - 八 移住者及びその団体で海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なうものに対して、その事業に必要な資金を貸し付け、及びその事業に必要な資金の借入れに係る債務について保証すること。
  - 九 海外において農業、漁業、工業その他の事業を行なう者（移住者及びその団体を除く。）に対して、その者が移住者をその事業に受け入れることが確実でありかつ、その受入れが海外移住の振興に寄与すると認められる場合に、その受入れに関してその事業に必要な資金を貸し付けること。
  - 十 前9号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。
  - 十一 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。
- 2 事業団は、前項第11号に掲げる業務を行なおうとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。
- 3 第1項に掲げる業務を外国において行なう場合には、当該国の法令の定めるところによるものとする。

(業務の委託)

**第22条** 事業団は、必要があるときは、外務大臣の認可を受けて、その指定する地方公共団体その他の団体に前条第1項各号に掲げる業務（第2号に掲げる業務のうちあつせんに係る業務及び第3号に掲げる業務のうち渡航費の支給に係る業務を除く。）の一部を委託することができる。

(基本方針)

**第23条** 外務大臣は、毎事業年度、事業団の業務について基本方針を定め、当該事業

年度の開始前に、これを事業団に指示するものとする。

(業務方法書)

**第24条** 事業団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、外務省令で定める。

## 第5章 財務及び会計

(事業年度)

**第25条** 事業団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(区分経理)

**第26条** 事業団は、次に掲げる経理については、政令で定めるところにより、それぞれ他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一 第21条第1項第7号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理

二 第21条第1項第8号及び第9号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る経理

(事業計画等の認可)

**第27条** 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

**第28条** 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後4月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 外務大臣は、やむを得ない事情があると認めるときは、事業団の申出により、2月をこえない範囲内において、前項の期間を延長することができる。

3 事業団は、第1項の規定により財務諸表を外務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理並びに納付金)

**第29条** 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、政令で定める基準により計算した額を積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 事業団は、第1項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除して残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 第1項の利益金の計算の方法及び前項の納付金の納付の手続その他同項の納付金に関し必要な事項については、政令で定める。

(借入金及び海外移住債券)

**第30条** 事業団は、外務大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は海外移住債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、外務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

4 第1項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について、他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、外務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治32年法律第48号)第309条から第311条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 第1項及び第4項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(交付金の交付)

**第31条** 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、事業団が移住者に対して渡航費を支給するために必要な資金を交付することができる。

2 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、前項に規定するもののほか、その業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(償還計画)

**第32条** 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、外務大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

**第33条** 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他外務大臣の指定する有価証券の取得

二 資金運用部への預託

三 銀行若しくは外国銀行への預金又は郵便貯金

四 信託業務を営む銀行若しくは外国銀行又は信託会社若しくは外国信託会社への  
金銭信託

(財産の処分等の制限)

**第34条** 事業団は、外務省令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

**第35条** 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、外務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(外務省令への委任)

**第36条** この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は外務省令で定める。

## 第6章 監督

(監督)

**第37条** 事業団は、外務大臣が監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

**第38条** 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務に関し報告をさせ、又はその職員に事業団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

## 第7章 雑則

(連絡等)

**第39条** 事業団は、その業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、事業団に対し、その業務の運営について協力するよう努めるものとする。

(解散)

第40条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第41条 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

- 一 第22条、第24条第1項、第27条、第30条第1項、第2項ただし書若しくは第6項、第32条、又は第34条の規定による認可をしようとするとき、
  - 二 第24条第2項、第34条又は第36条の規定により外務省令を定めようとするとき、
  - 三 第28条第1項又は第35条の規定による承認をしようとするとき、
  - 四 第33条第1号の規定による指定をしようとするとき、
- 2 外務大臣は、次の場合には、あらかじめ、関係各大臣に協議しなければならない。
- 一 第21条第2項の規定による認可をしようとするとき、
  - 二 第23条の規定により基本方針を定めようとするとき、

## 第8章

(罰則)

第42条 第38条第1項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。

第43条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。

- 一 この法律により外務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合においてその認可又は承認を受けなかつたとき、
- 二 第5条第1項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき、
- 三 第21条第1項に規定する業務以外の業務を行つたとき、
- 四 第33条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき、
- 五 第37条第2項の規定による命令に違反したとき、

第44条 第6条の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第14条、附則第16条及び附則第17条の規定は、公布の日から起算して9月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和38年7月政令250号により、昭和38年7月15日から施行)

(事業団の設立)

第2条 外務大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

**第3条** 外務大臣は、設立委員を命じて事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日に於いて、その事務を前条第1項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

**第4条** 附則第2条第1項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第3項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

**第5条** 事業団は、設立の登記をすることによつて成立する。

(財団法人日本海外協会連合会からの引継ぎ)

**第6条** 昭和29年1月5日に設立された財団法人日本海外協会連合会(以下この条に於いて「連合会」という。)は、寄附行為の定めるところにより、設立委員に対して、事業団に於いて、その一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることが出来る。

2 設立委員は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、連合会の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時に於いて事業団に承継されるものとし、連合会は、その時に於いて解散するものとする。この場合に於いては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により事業団が連合会の権利及び義務を承継した場合に於いては、その資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、資本準備金として積み立てなければならない。

5 第3項の規定により連合会が解散した場合に於ける解散の登記については、政令で定める。

(日本海外移住振興株式会社からの引継ぎ)

**第7条** 日本海外移住振興株式会社法(昭和30年法律第139号)により設立された日本海外移住振興株式会社(以下この条から附則第9条までに於いて「会社」という。)は、商法(明治32年法律第48号)第343条に規定する株主総会の決議を得て、設立委員に対して、事業団にその営業の全部を出資すべき旨を申し出ることが出来る。

2 設立委員は、前項に規定する申出があつたときは、遅滞なく、外務大臣の認可を



申請しなければならない。

- 3 第1項に規定する決議があつたときは、政府以外の株主の所有する株式は、前項の認可があつた時に会社が買い取つて消却したものとみなす。
- 4 前項の場合における株式1株の買取価格は、会社の純資産の額をその発行済株式の総数で除して得た額とする。
- 5 前項の会社の純資産の額の評価のため、外務省に、評価委員会を置く。
- 6 前項の評価委員会に関し必要な事項は、外務省令で定める。第41条第1項の規定は、この場合について準用する。
- 7 第2項の認可があつたときは、会社の一切の権利及び義務は、事業団の成立の時に於いて事業団に承継されるものとし、会社は、その時に於いて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。
- 8 前項に規定する承継があつたときは、会社の解散の時までに政府の一般会計及び産業投資特別会計から会社に対して出資された額は、事業団の成立の時に於いて、それぞれ政府の一般会計及び産業投資特別会計から事業団に対して出資されたものとする。
- 9 第7項の規定により会社が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(会社から承継する債務の保証)

**第8条** 政府は、附則第7条第7項の規定により事業団が会社から承継する債務のうち、日本海外移住振興株式会社法第16条の規定により政府が手形を買い取る旨の契約をした外国銀行に対する会社の借入金に係る債務について、その承継の日において、事業団のために当該債務に係る手形を買い取る旨の契約をし、及び当該債務に係る利息債務について保証するものとする。

(区分整理)

**第9条** 附則第7条第7項の規定により事業団が会社の権利及び義務を承継した場合におけるその資産及び負債の経理については、これをその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理するものとする。

- 2 前項の規定による経理の方法、勘定の処理その他区分経理に関し必要な事項については、政令で定める。

(非課税)

**第10条** 附則第6条第3項及び附則第7条第7項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)

**第11条** この法律(附則第1条ただし書に係る部分を除く。以下この条において同じ。)の施行の際現に海外移住事業団という名称を使用している者については、第6条の規定は、この法律の施行後6月間は、適用しない。

**第12条** 事業団の最初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和39年3月31日に終わるものとする。

**第13条** 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第27条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(日本海外移住振興株式会社法の廃止等)

**第14条** 日本海外移住振興株式会社法は、廃止する。

2 前項の規定の施行前にした廃止前の日本海外移住振興株式会社法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(土地等をその目的とする出資)

**第14条の2** 政府は、外務省設置法の一部を改正する法律(昭和39年法律第85号)中移住あつせん所に関する部分の施行の際国が移住あつせん所の用に供していた土地、建物その他の土地の定着物及び物品で事業団の業務に必要があると認められるもの並びに神奈川県横浜市港北区篠原町富士塚谷1999番地に所有する国有の土地、建物その他の土地の定着物(以下この条において「土地等」という。)を出資の目的として、事業団に出資することができる。

2 前項の規定により出資する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 第4条第3項の規定は、第1項の規定による政府からの出資があつた場合に準用する。

4 第2項の評価委員その他同項の規定による評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

**第15条** 地方財政再建促進特別措置法(昭和30年法律第195号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「雇用促進事業団」の下に、「海外移住事業団」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

**第16条** 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の一部を次のように改正する。

第84条第1項中「日本海外移住振興株式会社」を削る。

(財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律の一部改正)

**第17条** 財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律（昭和35年法律第46号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律

第1条中「財団法人日本海外協会連合会」を「海外移住事業団」に、「連合会」を「事業団」に改め、同条の見出し及び条名を削る。

第2条を削る。

（登録税法の一部改正）

**第18条** 登録税法（明治29年法律第27号）の一部を次のように改正する。

第19条第7号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を、「海外技術協力事業団法」の下に「海外移住事業団法」を加える。

（印紙税法の一部改正）

**第19条** 印紙税法（明治32年法律第54号）の一部を次のように改正する。

第5条第9号ノ5ノ3の次に次の1号を加える。

9ノ5ノ4 海外移住事業団ノ発スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

**第20条** 所得税法（昭和22年法律第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

（法人税法の一部改正）

**第21条** 法人税法（昭和22年法律第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

（地方税法の一部改正）

**第22条** 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第1項3号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

（行政管理庁設置法の一部改正）

**第23条** 行政管理庁設置法（昭和23年法律第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「海外技術協力事業団」の下に「海外移住事業団」を加える。

（外務省設置法の一部改正）

**第24条** 外務省設置法（昭和26年法律第283号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし第3号の次に次の1号を加える。

四 海外移住事業団を監督すること

附 則〔昭和39年5月27日法律第85号抄〕

1 この法律は、（中略）公布の日から施行（中略）する。（後略）

附 則〔昭和41年3月31日法律第29号〕

改正 昭和44年5月27日 法律第35号

（施行期日）

1 この法律は、昭和41年4月1日から施行する。

（海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律の廃止）

2 海外移住事業団に対する移住者渡航費貸付条件に関する法律（昭和35年法律第46号）は、は廃止する。

（海外移住事業団に対する既存の債権の免除）

3 政府は、昭和27年4月1日から昭和41年3月31日までの間において移住者（アメリカ合衆国に移住した者を除く、以下この項において同じ。）の渡航費として海外移住事業団（以下「事業団」という。）に貸し付けた貸付金（移住者の渡航費として財団法人日本海外協会連合会（以下「連合会」という。）に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き受けたものを含む、以下この項において同じ。）については、昭和41年3月31日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

4 政府は、昭和31年4月30日から昭和40年2月24日までの間において移住者（アメリカ合衆国に移住した者に限る、以下この項において同じ。）の渡航費として事業団に貸し付けた貸付金（移住者の渡航費として連合会に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る政府に対する債務を引き継いだものを含む、以下この項において同じ。）については、海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（昭和44年法律第35号）の施行の日の前日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

（移住者に対する既存の債権の免除）

5 前2項の規定により政府が事業団に対して既存の債権を免除した場合には、事業団は、昭和27年4月1日から昭和41年3月31日までの間において渡航費として移住者に貸し付けた貸付金（連合会が渡航費として移住者に貸し付けた貸付金で、事業団が当該貸付金に係る移住者に対する債権を引き継いだものを含む、以下同じ。）に係る海外移住事業団法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行の日の前日現在における貸付金の残高並びに貸付金に係る未納の延滞金及び利息を免除することができる。

附則 〔昭和44年5月27日法律第35号〕

この法律は、公布の日から施行する。

### 3. 主要入植地概況

#### (1) 事業団直営入植地

(昭和46.9.現在)

入植地名	所在国	入植地面積 (1区画面積)	入植開始 年 度	日本人 入植戸数	主 要 作 物	近 傍 都 市 (人口・距離)
第2トメアスー	ブラジル	25,800ha (25ha)	昭37	89戸	こしょう、米、養鶏	ベレーン市 人口 634,000人 水路 270km
フンシャル	"	1,015ha (11.3ha)	昭34	42戸	養鶏、野菜、果樹	リオ・デ・ジャネイロ市 人口 4,252,000人 陸路 90km
バルゼアアレグレ	"	36,363ha (25ha)	昭34	35戸	養鶏、雑作	カンボグランデ市 人口 140,000人 陸路 50km
グアタバラ	"	7,294ha (12.5ha)	昭36	117戸	養鶏、養蚕、米、野菜	リベロプレット市 人口 212,000人 陸路 50km
ジャカレー	"	613ha (6.2ha)	昭36	27戸	養鶏、果樹、野菜	サンパウロ市 人口 5,922,000人 陸路 67km
ピニヤール	"	756ha (12ha)	昭37	39戸	果樹、養鶏、野菜	サンパウロ市 人口 5,922,000人 陸路 160km
ガルアペー	アルゼンチン	3,110ha (30ha)	昭34	41戸	柑橘、植林、油桐、タバコ	ボサーダス市 人口 150,000人 陸路 120km
アンデス	"	1,312ha (10ha)	昭37	24戸	ブドウ、桃、野菜	ヘネラルアルベル市 人口 40,000人 陸路 14km
エスベランサ	"	38ha (2ha)	昭42	16戸	花卉	フェノスアイレス市 人口 3,000,000人 陸路 50km
アルマ・フェルテ	"	39ha (2.5ha)	昭43	15戸	花卉	フェノスアイレス市 人口 3,000,000人 陸路 35km
ローマ・ベルデ	"	42ha (2.8ha)	昭43	15戸	花卉	フェノスアイレス市 人口 3,000,000人 陸路 50km
マルコス・バス	"	40ha (2.9ha)	昭44	14戸	花卉	フェノスアイレス市 人口 3,000,000人 陸路 45km
エル・バト	"	37ha (2.6ha)	昭46	13戸	花卉	フェノスアイレス市 人口 3,000,000人 陸路 50km
フラム	パラグアイ	16,057ha (25ha)	昭31	228戸	油桐、養蚕、雑作	エンカルナシオン市 人口 50,000人 陸路 45km

入植地名	所在国	入植地面積 (1区画面積)	入植開始 年 度	日本人 入植戸数	主 要 作 物	近 傍 都 市 (人口・距離)
アルトバラナ	パラグアイ	83,580ha (30ha)	昭35	302戸	油桐、養蚕、雑作	エンカルナシオン市 人口 50,000人 陸路 70km
イグアスー	"	87,763ha (30ha)	昭36	130戸	肉牛、野菜、雑作	アスンシオン市 人口 400,000人 陸路 280km
サンファン	ボリビア	27,132ha (50ha)	昭30	336戸	米、養鶏	サンタクルス市 人口 120,000人 陸路 140km
オキナワ第1	"	18,181ha (50ha)	昭31	173戸	米、肉牛、砂糖キビ	サンタクルス市 人口 120,000人 陸路 96km
オキナワ第2	"	16,744ha (50ha)	昭34	118戸	米、肉牛、砂糖キビ	サンタクルス市 人口 120,000人 陸路 65km
オキナワ第3	"	18,321ha (50ha)	昭37	60戸	米、砂糖キビ、肉牛	サンタクルス市 人口 120,000人 陸路 55km

(注) ボリビアの4入植地はボリビア政府から当事業団が土地の提供を受けて造成し、入植を進めているものである。

## (2) 相手国設定入植地等

入植地名	所在国	入植地 管理機関	入植地面積 (1区画面積)	入植開始 年 度	日本人 入植戸数	主要作物	近 傍 都 市 (人口・距離)
モンテアレグレ	ブラジル	連邦政府	360,000ha (30ha)	昭28	20戸	こしょう、 野菜、米	モンテアレグレ市 人口 28,000人 陸路 38km
グアマ	"	連邦政府	33,510ha (20ha)	昭31	55戸	こしょう、茶 養豚	ベレーン市 人口 634,000人 陸路 75km
アカラ	"	パラ州政府	不定 (20~100ha)	昭34	32戸	こしょう、養 鶏、野菜	ベレーン市 人口 634,000人 陸路 48km
ベラビスタ	"	連邦政府	1,500ha (25~40ha)	昭28	36戸	養鶏、こしょ う、野菜	マナウス市 人口 312,000人 陸路 6km
エフゼニオサレス	"	アマソナス州 政府	975ha (25ha)	昭33	54戸	こしょう、野 菜、養鶏	マナウス市 人口 312,000人 陸路 45km
マタビー	"	アマバ直轄領 政府	4,875ha (30ha)	昭28	22戸	こしょう、野 菜、米	アカバ市 人口 86,000人 陸路 120km
リオボニート	"	連邦およびベ ルナンブコ州 政府	1,380ha (25ha)	昭33	17戸	野菜、マラク ジャ、養鶏	レシーフェ市 人口 1,061,000人 陸路 145km
クビチェック	"	連邦およびバ イア州政府	2,600ha (20~25ha)	昭35	71戸	養鶏、野菜、 バナナ	サルバドール市 人口 1,008,000人 陸路 80km
ウナ	"	連邦政府	5,494ha (30ha)	昭28	33戸	ゴム、野菜、 カカオ	ウナ市 人口 22,000人 陸路 10km
イツベラ	"	連邦政府	5,000ha (20ha)	昭28	16戸	丁字、野菜、 こしょう	イツベラ市 人口 16,000人 陸路 10km
桜・高森	"	桜・高森 日本人会	1,344ha (5ha)	昭37	76戸	養鶏、果樹、 野菜	サンパウロ市 人口 5,922,000人 陸路 57km

入植地名	所在国	入植地管理機関	入植地面積 (1区画面積)	入植開始 年 度	日本人 入植戸数	主要作物	近 傍 都 市 (人口・距離)
オウリニヨス	"	オウリニヨス 産組	239ha (10ha)	昭36	17戸	養鶏、果樹、 野菜	オウリニヨス市 人口 49,000人 陸路 7km
モ コ カ	"	モコカ産組	3,870ha (12.5ha)	昭30	27戸	養鶏、野菜	モコカ市 人口 35,000人 陸路 7km
日 光	"	日光産組	905ha (12.5ha)	昭37	29戸	コーヒー、雑 作、果樹	ウム・アラマ市 人口 114,000人 陸路 40km
ド ラ ード ス	"	連邦政府	300,000ha ( — )	昭28	32戸	コーヒー、雑 作	ドランドス市 人口 79,000人 陸路 70km
リオフェーロ	ブラジル	松原移植民会 社	210,000ha ( — )	昭30	12戸	こしょう、ゴ ム	クヤバ市 人口 101,000人 陸路 580km
ラ ー モ ス	"	サンタ・カタ リーナ州政府	1,300ha (25ha)	昭39	50戸	果樹、野菜、 養豚	クリチバーノス市 人口 31,000人 陸路 22km
イ ボ チ	"	イボチ産組	130ha (5ha)	昭41	41戸	果樹、養鶏、 野菜	ポルトアレグレ市 人口 885,000人 陸路 45km
イ タ テ	"	イタチ 出荷組合	163ha (5ha)	昭42	11戸	果樹、パイナ ップル、野菜	ポルトアレグレ市 人口 885,000人 陸路 167km
ウ ル キ ッ サ	アルゼンチン	ア国政府	600ha (7-14ha)	昭36	41戸	花卉、野菜、 果樹	ラプラタ市 人口 350,000人 陸路 15km
チャベス	パラグアイ	パ国政府	68,000ha (20ha)	昭29	72戸	野菜、油桐、 養鶏	エンカルナシオン市 人口 50,000人 陸路 20km
アマンバイ	"	アマンバイ 産組	2,600ha (20ha)	昭31	159戸	コーヒー、養 鶏、野菜	ベドロフアン カバリェーロ市 人口 20,000人
ストロエスネル	"	パ国政府	93,000ha (25ha)	昭36	16戸	植林、雑作 野菜	アスンシオン市 人口 400,000人 陸路 400km
ダハボン	ドミニカ	ド国政府	1,200ha (6ha)	昭31	11戸	米、野菜	ダハボン市 人口 10,000人 陸路 6.5km
ハラバコア	"	ド国政府	470ha (4.6ha)	昭32	13戸	米、野菜	ハラバコア市 人口 5,000人 陸路 2km
コンスタンサ	"	ド国政府	300ha (5ha)	昭31	13戸	野菜、ニンニク	コンスタンサ市 人口 11,000人 陸路 1km

#### 4. 事業団直営入植地の分譲条件

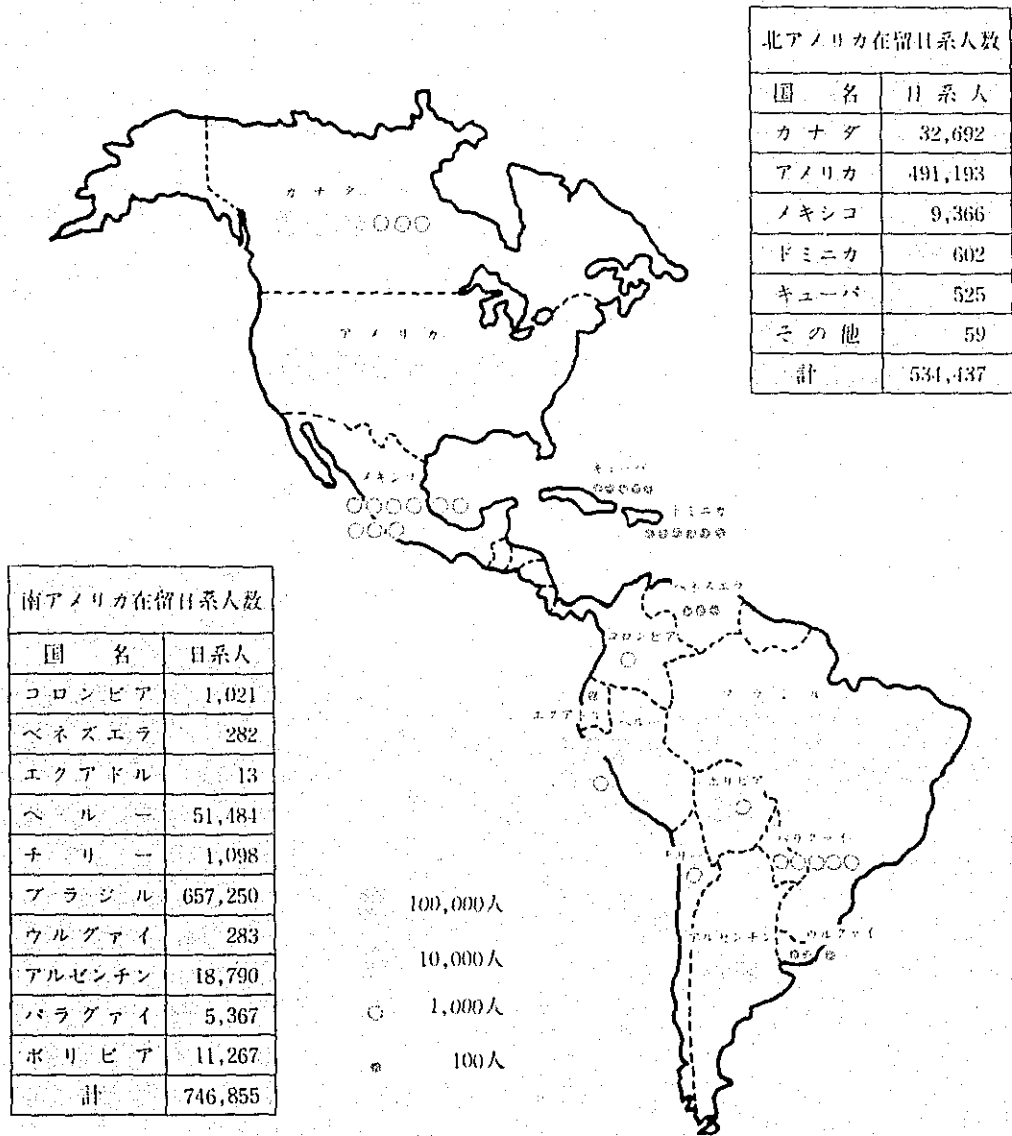
国名	入植地名	標準1ロット (1区画)面積	標準1ロット 価格	分割払分譲条件			
				頭金	据置期間	賦払回数	利率
パラグアイ	フラム	25 ha	156,500円	10%	4年	4回	年5% 据置期間 中不徴収
	アルトバラナ	30 ha	350,000円				
	イグアスー	30 ha	400,000円				
アルゼンチン	ガルアペー	30 ha	521,300円	10%	8	3	年5% 据置期間 中不徴収
	アンデス	10 ha	1,200,000円				
	エスペランサ	2 ha	1,135,000円				
	アルマフェルテ	2.6ha	1,200,000円				
	ローマベルテ	2.8ha	1,685,000円				
	マルコスパス	2.9ha	1,499,933円				
	エル・パト	2.6ha	1,620,182円				
ブラジル	バルゼア・アレグレ	25 ha	650,000円相当 クルゼイロ	10% 以上	4	5	年12% 据置期間 中も土地 代残額に 対し徴収
	フンシャール	11.3ha	805,000円相当 クルゼイロ				
	ジャカレイ	6.2ha	864,000円相当 クルゼイロ				
	ピニャール	12 ha	650,000円相当 クルゼイロ				
	第2トメアスー	25 ha	230,000円相当 クルゼイロ				
	グアタバラ	12.5ha	1,500,000円相当 クルゼイロ				

注1. アルゼンチンのエスペランサ、アルマフェルテ、ローマベルテ、マルコスパス、エル・パトはブエノス・アイレス市近郊の小入植地のため、分譲価格は割高になっている。花卉雇用青年の独立用地。

注2. パラグアイ、アルゼンチンは円建、ブラジルは現地通貨建であるため、分割払分譲条件が異なっている。



## 5. 南・北アメリカ大陸に活躍する日系人数



(昭和45年10月現在)

## 6. 戦後わが国民の南北米への移住の動き

(1) 移住関係旅券発給統計からみた国別・年度別移住者総数

移住国	年度																					
	21~25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	計
アメリカ	1,168	3,212	4,436	3,614	3,945	5,002	7,308	6,686	6,794	5,901	4,980	3,904	3,763	3,790	3,265	2,850	3,152	2,845	2,964	3,005	3,322	85,906
カナダ	27	2	11	22	73	60	146	196	182	180	139	127	172	167	110	183	597	737	599	578	657	4,965
メキシコ		1	12		3	9	26	31	35	18	17	16	13	11	5	10	7	9	4	3	6	236
ブラジル		102	1,073	1,816	3,772	4,130	4,478	5,649	6,312	7,041	7,191	5,780	2,605	1,775	903	735	885	829	450	438	377	56,341
パラグアイ				18		866	1,382	1,603	1,106	229	964	674	247	148	151	130	70	85	32	22	27	7,754
アルゼンチン		53	98	16	34	147	55	117	74	140	45	91	170	206	147	177	190	130	74	95	82	2,141
ドミニカ							565	299	331	123	1	2		4		2					3	1,330
ボリビア			37		127	107	3	377	352	5	35	705	104	94	3		1		8	10	3	1,971
ベネズエラ		2	2			3		20	3	5	2	5	2	9	2	2	6	3				66
コロンビア			10	4	4	22	5	9	3	3	19	8	9	8	5	3	7	6				125
チリー		1						3			141			5		2	1					153
ペルー		5	7	1			7	114	56	46	115	65	161	69	72	8	7	12	2		16	763
ウルグアイ		8						9	5			14	2	10		5	2	1				56
その他		2	3		1	1	1	1	1	12			2	1	18	9	2	19				73
合計	1,195	3,388	5,689	5,491	7,959	10,347	13,976	15,114	15,254	13,703	13,649	11,391	7,250	6,297	4,681	4,116	4,927	4,676	4,133	4,151	4,493	161,880

(注)

1. 本表の年度区分は暦年である。
2. 本表は、外務省旅券課作成の移住関係旅券発給統計の旅券発給数に、併記者推定数を加えたものである。  
ただし、29年および36年以降の数字は併記者を含む実績である（15才未満の者は親の旅券に併記し、独自の旅券は発給しないことが普通である。）
3. その他は上記に記載された諸国以外の国々への移住者数の合計である。
4. 永住のための再渡航および短期労務のための渡航（派米農業労務者等）は含まない。
5. 日本政府沖縄事務所発行の旅券は含まない。

(2) 国別・年度別・渡航費支給・移住者人数

移住国	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	各 計
ブラジル	54	1,480	3,524	2,657	4,370	5,172	6,312	7,041	6,882	5,146	1,830	1,230	751	531	785	638	442	434	451	456	50,136
パラグアイ	18		208	647	1,074	1,507	522	147	964	706	151	114	179	121	89	57	35	35	24	38	6,636
アルゼンチン			2	117	23	57	91	114	43	88	198	93	161	147	176	172	113	155	146	179	2,035
ドミニカ					565	299	331	123	1	2	1	2	2	1	1					3	1,328
ボリビア			7	87	3	377	327	1	454	309	3	81	1	6	1	11	51	27		1	1,747
ペネズエラ				3	6	23									1	2					35
コロンビア					2	3	1	1	11	8	10				4	3	2	2		2	49
メキシコ				1	4	1	5	4				2		3							20
チリ					3			2	1			1		4	1						12
ベネズエラ																	2		3		5
ウルグアイ							5		10	2		3	12	5	2	1		3			43
アメリカ					118		12	177	70	2	8		1								386
合 計	54	1,498	3,741	3,512	6,168	7,439	7,606	7,610	8,386	6,263	2,201	1,526	1,105	818	1,059	884	645	656	629	674	62,474

- この表は当事業団が渡航費を貸付けあるいは支給した移住者の人数であり、渡航先国別（4月～翌年3月）に集計したものである。なお、渡航費は昭和27年～40年度は貸付、41年度以降は支給となった。また昭和44年5月には41年度以前の貸付分も全支給に切替られた。
  - アメリカ国移住者は難民救済法特適用者（注1参照）である。
  - 43年度ブラジル移住者442名中、22名と44年度ブラジル移住者434名中55名とパラグアイ移住者35名中4名は自費渡航者（注2参照）である。
- 注1. 難民救済法はアメリカ政府が1953年に作ったもので、第2次大戦中迫害またはその脅威・天災または軍事行動のため、生活の根拠をうばわれた人達を救済するためアメリカに入国を認めた特別法である。
2. 自費渡航者81名とは、ブラジル国スタンダードKK技術移住者75名とその他6名であるが、移住に関する一切の手続を当団で行なったものである。

(3) カナダ移住者、形態別、年度別、家族・単身別人数

年 度	41			42			43			44			45			46			合 計			
	家 族 数	単 身 数	計	家 族 数	単 身 数	計	家 族 数	単 身 数	計	家 族 数	単 身 数	計	家 族 数	単 身 数	計	家 族 数	単 身 数	計	家 族 数	単 身 数	計	
農 業	3	12	15	3	9	12	4	13	17	3	8	11	5	12	17	3	8	11	21	62	83	370
事務系職種	1	4	5	1	2	3	0	0	3	2	9	11	8	25	36	2	4	6	14	44	294	338
工業技術	29	84	113	20	49	69	13	33	46	12	29	41	16	40	56	13	39	52	103	274	949	1,223
その他 (指名・近親等)	24	63	87	44	113	157	35	91	126	35	90	125	12	26	48	28	67	95	178	450	752	1,202
合 計	57	163	220	68	173	241	52	137	190	52	136	190	41	103	144	46	118	164	316	830	2,303	3,133

(注) 本表はカナダ大使館在証部「カナダ移住者カード」から作成した

## 7. 海外移住紹介映画フィルム一覧

フィルム題名	種 類	時間	内 容	購入年月	本数
ラテン・アメリカに生きる総合編	16% パートカラー	50分	海外日系人の活躍とその背景にある諸国の紹介	昭和39年9月	1
コロンブスの島を拓く	16%モノクロ	30分	ドミニカの日本人入植地の状況を紹介	・	1
逞しきグワラニーの国	・	・	パラグアイの日本人入植地の状況を紹介	・	1
南海の幸を求めて	・	・	アルゼンチンの日本人移住者の活躍状況	・	1
アンデスは招く	・	・	アンデス移住地と生産物の紹介およびその背景を探る	・	1
技術移住編	16%カラー	・	ブラジルの日系および外国系企業を訪ねる	昭和39年11月	3
アマゾンに挑む	・	・	トメアス移住地およびその近郊を探る	・	3
浪路はるかに	16%モノクロ	・	ブラジルに移住する一家を出発からサントスまで追う	・	10
伸びゆくパラグアイ	16%カラー	50分	パラグアイ移住者の出発から到着までとパラグアイの紹介	・	6
南に羽ばたくトメアス編	・	30分	ビメンタの生産過程を中心にトメアスを紹介する。第2トメアスの移住者の近況を聞き、輸出作物として世界市場を狙うトメアス産組の活動にも触れる。	昭和41年12月	1
南に羽ばたくトメアス編	8%カラー	・	同 上	昭和42年1月	11
南に羽ばたくイグアス編	16%カラー	・	今後強かに推進しようとしている牧畜を中心にイグアス移住者の営農状況を紹介し、入植者の家、飲料水、食事等の生活にも触れる	昭和41年12月	1
同 上	8%カラー	・	同 上	昭和42年1月	11
同 上 技術移住編	16%カラー	40分	日系企業で働く移住者の就労状況環境を描く。技術移住センターでの講習風景。下宿生活から週末のレジャーまで技術クラスの実生活にも触れる	昭和39年11月	1
同 上	8%カラー	・	同 上	・	11
日本人ここに在り	16%カラー	100分	過去1世紀にわたって南北アメリカ大陸に展開された日系人のフロンティアスピリットと開拓の実態を紹介。	昭和43年3月	9
フェノス・アイレスの青年移住者	16%カラー	40分	アルゼンチンにおける日系青年移住者の花卉栽培状況と生活	昭和43年1月	1
遙かなるビメンタの国	16%モノクロ	60分	南米大陸に魅せられた日本女性が花嫁として移住を決意するまでの経過を描く(主演島かおり)	・	1

フィルム題名	種 類	時間	内 容	購入年月	本数
皇太子御紀行下南米御訪問記	16%カラー	45分	皇太子御夫妻の中南米諸国御訪問の記録	昭和42年 9月	3
南米に活躍する 秋田県人 (総集編)	15%カラー	40分	ブラジル、アルゼンチン、パラグアイにおける県人の活躍を中心に各移住地の紹介と自然風土について述べる	昭和44年 2月	2
南米に活躍する 秋田県人 (パラグアイ編)	16%カラー	30分	国内のアルトパラナ、イグアスの各移住地の紹介と県人の活躍状況	昭和44年 2月	1
新しき村を めざして	16%モノクロ	・	高知県物部村元村長公文氏送り出しの背景と出発までの模様	昭和42年 7月	1
ブラジル編 若い群像	15% (録音) カラー	・	青年技術移住者の活躍状況および花嫁移住者の姿を紹介	昭和44年 6月	17
同 上	8%カラー (S・W)	・	同 上	昭和44年 9月	8
カナダ編 「カナダの日本人」	16%カラー (録音) カラー	・	「ステパストン魂」および「国際就職」を紹介	・	5
同 上	8% (ダブル) カラー	・	同 上	・	4
フロンティアに 生きる	16% カラー	・	農業移住者の営農状況を紹介	昭和44年 11月	1
フロンティア ブラジル 「新しい太陽の国」	結 核 場	41分	ブラジルにおける農業移住成功者を中心に日系人の活躍状況を描く	昭和45年 3月	20
南十字星に はばたく		23分	同 上	・	20
若者の大地	16%カラー	30分	農業青年移住者の実態を中心に描いたもの	昭和46年 3月	22
ボリビアに拓く 緑のコロニア	・	30分	オキナワ移住地の紹介	・	2
ラプラタに 花ひらく	・	30分	アルゼンチン国ウルキッサ移住地入野田道兵を紹介	昭和46年 6月	1

## 8. 海外移住のための進路

人生設計コース・移住の形態と行先	移住の条件と参考事項	現地状況
<p>◎農業経営者として自立するコース</p> <p>○自営開拓移住 (ブラジル, パラグアイ, ポリビア)</p>	<p>1. 50才未満の夫婦に15才以上の働き手1名以上。 健康かつ犯罪歴のないこと・農業者または農業経験3年以上(農高卒, 大学農学部は, 在学期間を経験年数として計算)。 2. 土地分譲代金は長期分割払いまたは一括払い。 携行資金は入植地によって異なるが, 概ね100万円程度必要。</p>	<p>1. 入植あっせん中の移住地 ①アラジール→第2トメアスー, ラーモス ②パラグアイ→イグアスー ③ポリビア→オオキナワワ第3。 ※第2トメアスー移住地には, 既成園(作物, 家屋付)分譲制度あり。 2. 現地融資, 設備資金, 長期運転資金, 短期資金の事業団融資制度あり。</p>
<p>◎資金の少ない人が農園で働き, 将来性自立を図って行くコース</p> <p>○雇用農移住 (アラジール, アルゼンチン)</p>	<p>1. アラジール ①北アラジール雇用農 18才以上で農業経験(3年以上)のある単身青年または家族 ②南アラジール雇用農 18才以上で農業経験(3年以上)のある単身青年または家族 2. アルゼンチン 18才以上で農業経験(3年以上)のある単身青年。 ※農業経験不足者, 無経験者は, 事業団海外移住研修所を修了すれば資格が得られる。</p>	<p>1. 北アラジール雇用農 トメアスー移住地またはベレレン市近郊日系農家のコショウ栽培, 給与は州最低賃金1.5~3倍(17,000円~34,000円)6ヵ月または1年に昇給。 2. 南アラジール雇用農 サン・パウロ州を中心とした日系農家の野菜, 果樹, 花卉栽培, 養鶏等, 給与は州最低賃金の1.5~3倍(21,500円~43,000円)6ヵ月または1年毎に昇給。 3. アルゼンチン フェノス・アイレレス市近郊日系農家の花卉, 野菜栽培, 養鶏等, 給与月額約25,000円 ※雇用期間 アラジール4年, アルゼンチン2年 (独立に際して事業団融資あり)</p>
<p>◎工業技術者・技能者として企業に就職するコース</p> <p>○技術移住 (アラジール, アルゼンチン)</p>	<p>1. 技術者 ①短大(工)卒, 当該職種実務経験3年以上 ②大学(工)卒, 当該職種実務経験を有することが望ましい。 2. 技能者 ①工高卒, 当該職種実務経験3年以上。 ②公共職業訓練所2年コース修了者またはこれに準ずる者。 ③その他, 当該職種実務経験5年以上。 ※年齢21才以上。</p>	<p>1. あっせん方式 ①求職連絡方式 ②求人連絡方式 2. あっせん地区 ①アラジール→サン・パウロ, リオ・デ・ジャネイロ, レンシーフェ, ポルト・アレグレ ②アルゼンチン→ブエノス・アイレス ※いずれも主として日系企業 3. あっせん成立期間 6ヵ月~1年 4. 給与 初任給40,000~50,000円(一般的に3ヵ月の試用期間経過後昇給) 5. あっせん容易な職種 ①機械関係→仕上, 金型, 設計製図, 組立修理, 技術者 ②電気関係→機器組立, 調整技能, 電子技能, 技術者 ③その他→需要によりあっせん</p>
<p>◎知りあいの会社や知人の呼寄で行くコース</p> <p>○指名呼寄移住 (アラジール, アルゼンチン, その他中南米各国)</p> <p>◎近親者の呼寄, あるいは花嫁として移住するコース</p> <p>○近親呼寄移住 ○花嫁移住 (中南米各国, カナダ)</p>	<p>1. 被呼寄人と現地呼寄人の間で, 就職先, 雇用条件等, 双方の事前了解の成立が必要。 2. 呼寄せ手続きのため, 被呼寄人は, 戸籍謄本, 履歴書, 写真(場合によって卒業証書, 技術証明書も)を現地へ送る要あり。 1. 近親呼寄 国によって異なるが一親等から三親等以内の者。 2. 花嫁 ①呼寄手続開始以前に入籍が必要。 ②カナダの場合は入籍以前でも婚約者として渡航可能。</p>	<p>1. 就職 現地到着後, カナダ移民省マンパワー・センターのあっせんにより就職先を決めるのが普通。 2. 職種 約500種 3. 給与月額 ①専門職種→210,000円前後 ②一般職種 100,000円~160,000円 4. 家賃 借家(家具なし) 30,000円~36,000円</p>
<p>◎英語が話せる人のコース</p> <p>○カナダ移住 (カナダ)</p>	<p>1. カナダで需要のある職種に6年以上の実務経験を有する18才以上の男女(高校, 大学等で当該職種に関する学科を修めた者は, 在学期間を経験年数として計算)。 2. 日常英会話のほか, 当該職種に関する基礎的語学力が必要。 3. 渡航費および現地到着当初の生活費(1~2ヵ月分)を含め, 単身者35万円, 家族で60万円以上準備することが望ましい。 4. 移住申込→事業団都道府県事務所またはカナダ大使館査証部に直接申込む。 5. 査証部から仮許可があった場合は, 事業団海外移住センターで行うな講習会(現地事情, 語学)に参加できる。</p>	<p>1. 就職 現地到着後, カナダ移民省マンパワー・センターのあっせんにより就職先を決めるのが普通。 2. 職種 約500種 3. 給与月額 ①専門職種→210,000円前後 ②一般職種 100,000円~160,000円 4. 家賃 借家(家具なし) 30,000円~36,000円</p>

## 9. 海外移住事業団国内機関所在地一覧

	〒	所 在 地	電 話
本 部	160	東京都新宿区本塩町8の2 (住友生命四ツ谷ビル)	03 359-8281(代)
(附属機関)			
海外移住センター	235	横浜市磯子区西町16の5	045 751-1121
海外移住研修所	371-02	群馬県勢多郡宮城村大字赤城山溝の口2087	0272 88-619
(地方事務所)			
北海道事務所	060	札幌市北1条西5の3(北1条ビル内)	011 261-0675
青森県 "	030	青森市長島1の1の1 (県農地開拓課内)	0177 22-1111内線508
岩手県 "	020	盛岡市大通1の2の1 (県産業会館内)	0196 23-4723
宮城県 "	980	仙台市上杉1の4の28(県上杉分庁舎内)	0222 63-2111内線996
秋田県 "	010	秋田市山下4の1の2 (秋田地方総合庁舎内)	0188 23-7368
山形県 "	990	山形市旅籠町3の5の27 (県開拓会館内)	0236 22-9756
福島県 "	960	福島市中町7の5 (県医師会館内)	0245 22-9014
新潟県 "	950	新潟市東大通1の3の1 (帝石ビル207号)	0252 47-1918
茨城県 "	310	水戸市三の丸1の5の38 (県庁内)	0292 31-3873
栃木県 "	320	宇都宮市埜田町504 (県農業経済課内)	0286 22-0003
群馬県 "	371	前橋市大手町1の1の1 (県民課内)	0276 21-8585
埼玉県 "	336	浦和市高砂3の12の9 (県農林会館内)	0488 22-3135
千葉県 "	280	千葉市本千葉町7の12 (双葉ビル)	0472 27-5623
東京都 "	160	東京都新宿区本塩町8の2 (住友生命四ツ谷ビル)	03 359-7774
神奈川県 "	232	横浜市中区日本大通1 (県庁内)	045 201-4513
山梨県 "	400	甲府市丸の内1の9の11 (県民会館内)	0552 35-7763
長野県 "	380	長野市南長野字幅下692の2 (県農地開拓課内)	0262 33-2909
静岡県 "	420	静岡市追手町9の6 (県後継者養成課内)	0542 54-2056
富山県 "	930	富山市新富町2の4の22 (県商工会館内)	0764 41-6992
石川県 "	920	金沢市小将町1の60 (県税務事務所内)	0762 31-1802
岐阜県 "	500	岐阜市司町1 (岐阜合同庁舎内)	0582 64-6601
愛知県 "	460	名古屋市中区三の丸2の4の1 (県農地開拓課内)	052 971-9974
三重県 "	514	津市広明町13 (県農業改善課内)	0592 26-1111内線277
福井県 "	910	福井市大手3の17の1 (県庁内)	0776 23-8542
滋賀県 "	520	大津市京町3の4の22 (滋賀会館内)	0775 23-0475
京都府 "	602	京都市上京区西洞院通下立売上ル (府自治会館内)	075 431-0863
大阪府 "	540	大阪市東区京橋前之町2の2 (佐伯ビル内)	06 941-7525-6
兵庫県 "	651	神戸市灘合区御幸通8-9-1 (神戸国際会館内)	078 221-6520
奈良県 "	630	奈良市登大路町8 (県農林部内)	0742 22-1101内線370
和歌山県 "	640	和歌山市小松原通1の1 (県学事課内)	0734 31-0800
鳥取県 "	660	鳥取市東町1の220 (県農業振興課内)	0857 22-7111内線374
島根県 "	690	松江市殿町19の1 (農林会館内)	0852 21-7561内線391
岡山県 "	700	岡山市磨屋町9の18 (県農業会館内)	0862 22-0882
広島県 "	730	広島市基町10の3 (県自治会館内)	0822 21-7411
山口県 "	753	山口市中央1の5の7(早間田ビル内)	08392 3-2548
徳島県 "	770	徳島市昭和町1の37 (県南方庁舎内)	0886 53-2990
香川県 "	760	高松市番町4の1の10 (県農地拓植課内)	0878 31-1111内線352
愛媛県 "	790	松山市南堀端町2の3 (農協会館内)	0899 31-1793
高知県 "	780	高知市帯屋町95 (社会福祉会館内)	0888 73-6865
福岡県 "	812	福岡市博多駅前2-9-28	092 41-1846
佐賀県 "	840	佐賀市城内1の5の14 (自治会館別館)	09522 4-1541
長崎県 "	850	長崎市出島町1の5 (みなとビル内)	0958 26-4263
熊本県 "	860	熊本市上通町2の21	0963 53-4227
大分県 "	870	大分市府内町3の5の7 (県町村会館内)	09752 33-0886
宮崎県 "	880	宮崎市宮田町2の29 (燃料会館内)	0985 22-2690
鹿児島県 "	892	鹿児島市山下町12の10 (徳田ビル内)	0992 23-3601
沖縄県 "	900	那覇市西3の10の17	那覇68 4415, 4046



## 10. 海外移住事業団在外機関所在地一覽

### 中南米代表部

Representante do Serviço de Imigração  
do Japão no Brasil  
Rua Barão do Flamengo, Nº 32, 3º andar,  
Rio de Janeiro, G.B. Brasil  
Tel:225-9014

### リオ・テ・ジャネイロ支部

JAMIC-Imigração e Colonização Ltda.  
JEMIS-Assistência Financeira S.A.  
Rua Barão do Flamengo Nº 22, Apt. 602.  
Rio de Janeiro, G.B. Brasil  
Tel:245-2711, 225-4881

### サン・パウロ支部

JAMIC-Imigração e Colonização Ltda.  
JEMIS-Assistência Financeira S.A.  
Rua Senador Feijó, Nº 143, 8º, 9º andar,  
São Paulo, Brasil  
(Caixa Postal Nº 1699, São Paulo,  
Brasil)  
Tel:34-5581

### ヘレーン支部

JAMIC-Imigração e Colonização Ltda.  
JEMIS-Assistência Financeira S.A.  
Rua Conego Jeronimo Pimentel Nº 716,  
3º andar, Belém, Para, Brasil  
(Caixa Postal Nº 421, Belém, Para,  
Brasil) Tel:6346, 6324

### レシーフェ支部

JAMIC-Imigração e Colonização Ltda.  
JEMIS-Assistência Financeira S.A.  
Rua da Imperatriz Nº 187, 4º andar,  
Recife, Pernambuco, Brasil.  
(Caixa Postal Nº 1627, Recife,  
Pernambuco, Brasil) Tel:2-22859

### ホルト・アレグレ支部

JAMIC-Imigração e Colonização Ltda.  
JEMIS-Assistência Financeira S.A.  
Rua Garibaldi Nº 960, Pôrto Alegre,  
Rio Grande do Sul, Brasil  
(Caixa Postal Nº 2698, Pôrto Alegre, R.S.  
Brasil) Tel:24-5141

### アスンシオン支部

Corporación Publica de Servicio  
Emigratorio del Japón  
Mexico No. 449, Esquina 25 de Mayo,  
Asunción, Paraguay  
(Casilla de Correo No. 1121, Asuncion  
Paraguay)  
Tel:4-3691, 4-5031

### ブエノス・アイレス支部

Servicio de Emigración del Japón  
Av. Belgrano No. 863,  
Buenos Aires, Argentina  
Tel:30-6212, 34-5835

### サンタ・クルース支部

Servicio de Emigración del Japón  
Av. Velarde No. 210, Santa Cruz,  
Bolivia  
(Casilla de Correo No. 555, Santa Cruz,  
Bolivia)  
Tel:2400

### サント・ドミンゴ支部

Servicio de Emigración del Japón  
Calle Lea Castro No. 16, Santo Domingo,  
República Dominicana.  
(Apartado No. 1163) Tel:689-7677

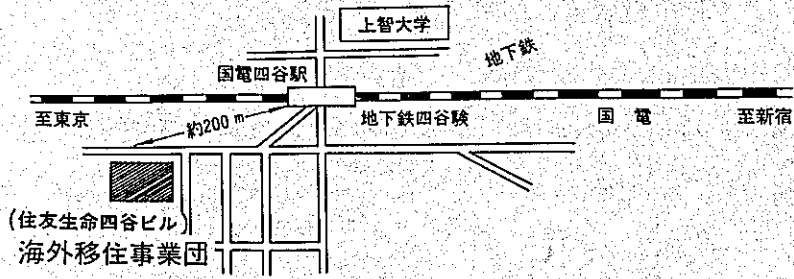
### サンフランシスコ駐在員事務所

Japan Emigration Service  
c/o Consulate General of Japan,  
1601 Post Street, San Francisco,  
California 94115, U.S.A.  
Tel:921-8000(ext40)567-2345

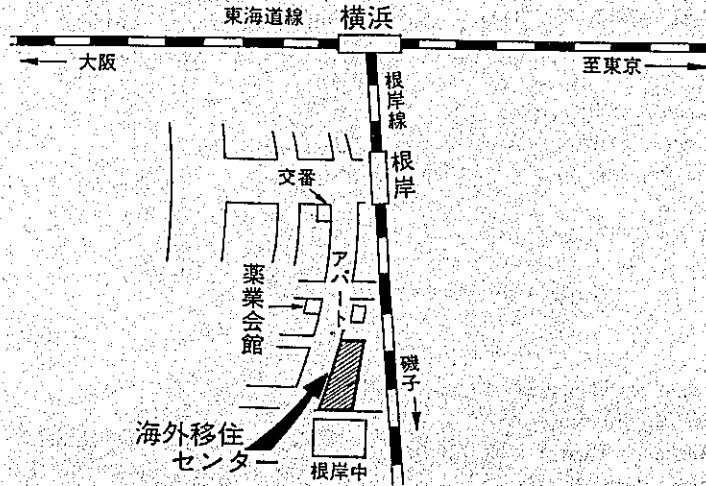
### トロント駐在員事務所

Japan Emigration Service  
Suite 2701, Toronto Dominion Bank  
Tower, Toronto, Ontario, Canada  
(P.O. Box 93, Toronto Dominion  
Center, Toronto III, Ontario, Canada)  
Tel:364-1627

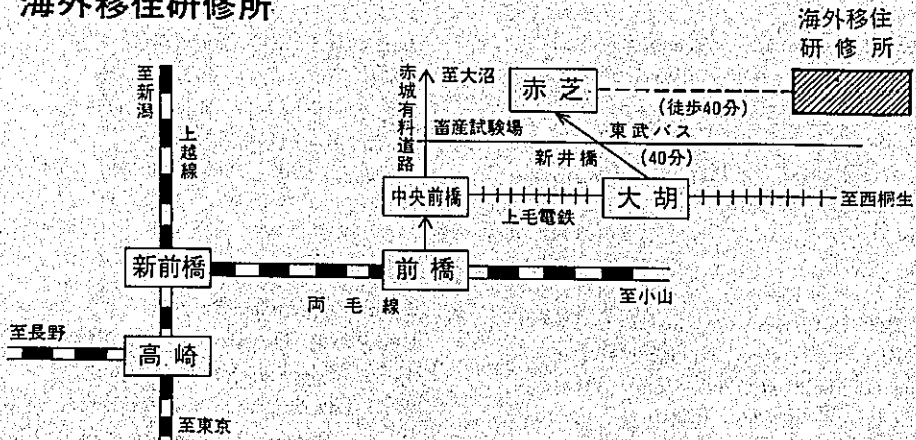
## 海外移住事業団本部

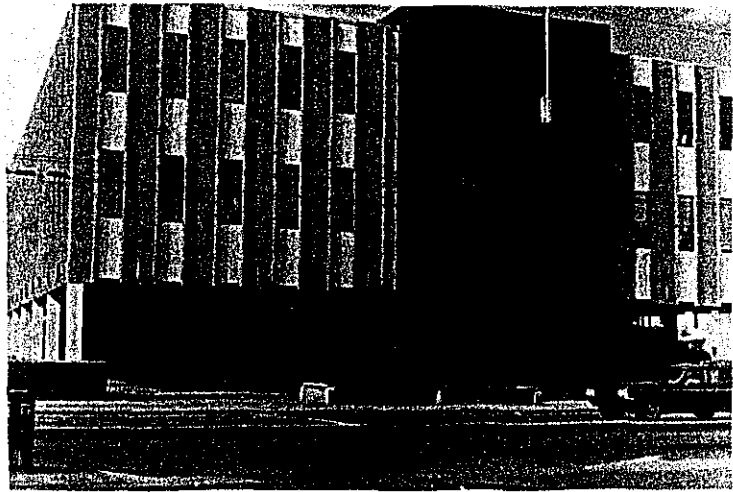


## 海外移住センター



## 海外移住研修所





カナダ国トロント市にある移住者受入れ政府  
機関である、マンパワー事務所。



カナダ移住者が移住後  
3年目に購入した住宅。



アルゼンチン国ガルアペー移住地のミカン収穫風景。



ブラジルの日系企業で働く、ブラジル人の女工さん。



はてしなく広がる大地で、農業を営む移住者。

## 海外移住事業団

〒160 東京都新宿区本塩町8-2  
(住友生命四谷ビル内)  
電話 359-8281(代)

